

■「横井運動場公園・大井川緑地外3施設」 指定管理者募集に係る参考資料一覧表

1 施設利用実績資料

No.	頁	資料名	内容	備考
①	1～2	施設利用人数	各施設の利用者件数・人数(過去2年間)	
②	3	施設減免対象表	減免対象の大会等(令和6年度)	

2 維持管理実績資料

No.	頁	資料名	内容	備考
③	4～6	収入・支出状況	指定管理業務における収支状況(過去2年間)	
④	7～10	無料施設使用(有償分)一覧表	無料施設の占用使用の一覧表(過去1年間)	
⑤	11	施設維持(保守)に関する資料	設備保守管理業務一覧(過去1年間)	

3 施設状況資料

No.	頁	資料名	内容	備考
⑥	12～18	行政マニュアル(抜粋)	施設の概要	
⑦	19～22	施設位置図	指定管理業務の対象となる施設位置・範囲を示した平面図	
⑧	23	大井川緑地占用箇所一覧表	市が大井川河川区域の河川占用許可を受けている施設の一覧表	
⑨	24～25	トイレ配置一覧表	清掃・汲み取りの対象となる簡易トイレ・移動式簡易トイレ(四連)配置一覧表	

4 条例・規則・その他

No.	頁	資料名	内容	備考
⑩	26～54	島田市都市公園条例	島田市都市公園条例	
⑪	55～90	島田市都市公園条例施行規則	島田市都市公園条例施行規則	
⑫	91～94	島田市公共施設等案内・予約システム利用規約	島田市公共施設等案内・予約システム利用規約	
⑬	95～97	個人情報取扱特記事項	本業務を履行するため個人情報を取扱う場合の遵守事項	

5 閲覧資料

No.	頁	資料名	内容	備考
⑭	-	閲覧資料 設備機器表等	工事完成図等	島田市スポーツ振興課にて閲覧
⑮	-	閲覧資料 施設備品一覧表	市貸与備品一覧	島田市スポーツ振興課にて閲覧

施設利用人数（令和5年度）

		令和5年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和6年1月		2月		3月		年計			
指定施設名		利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用料(計)	
指定施設名		(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(円)	
①横井運動場公園																													
	島田球場	22	1,394	32	1,322	31	1,437	17	750	13	665	22	1,026	33	8,701	25	660	20	698	23	695	28	7,078	30	5,768	296	30,194	1,829,850	
	島田第二球場	13	1,323	11	642	11	614	10	762	10	743	9	489	17	633	18	774	9	358	9	247	10	953	14	1,448	141	8,986	274,920	
	横井運動場公園サッカー場	47	2,843	42	2,228	42	2,802	55	3,726	54	3,723	47	2,919	46	3,258	46	2,360	50	2,400	42	2,495	46	2,450	53	2,841	570	34,045	2,677,510	
	芝生広場(グラウンド・ゴルフ場)	31	420	30	415	30	462	31	467	29	474	31	467	29	405	30	410	28	456	28	412	28	390	32	430	357	5,208	0	
②大井川緑地																													
	・向谷スポーツ広場																											0	
	向谷スポーツ広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	・川越広場																												
	多目的広場	20	398	22	434	18	342	22	327	12	252	26	2,066	24	1,646	14	277	16	308	14	278	18	337	20	349	226	7,014	0	
	イベント広場	0	0	1	200	0	0	0	0	0	0	12	1,750	7	1,905	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	3,855	0	
	島田市グラウンド・ゴルフ場	12	800	109	1,997	156	2,958	163	3,851	112	2,124	188	7,063	169	2,501	173	5,915	117	2,089	107	1,872	111	2,392	133	2,600	1,550	36,162	0	
	・横井地区(陸上競技場 ほか)																												
	陸上競技場(サブグラウンド)	15	460	13	370	13	390	15	560	11	398	18	1,008	25	1,220	12	730	12	400	11	1,955	7	230	6	150	158	7,871	0	
	陸上競技場	3	120	2	80	3	219	4	179	4	179	5	352	11	8,229	6	1,102	21	1,413	8	3,518	17	1,330	15	3,839	99	20,560	117,700	
	サッカー場	18	1,100	22	1,754	15	1,480	36	3,040	31	1,350	30	1,904	47	17,520	24	2,120	21	959	35	2,435	49	3,580	35	1,935	363	39,177	0	
	ソフトボール場	109	6,751	62	2,760	93	4,160	112	9,760	37	735	124	8,060	117	2,583	112	2,500	72	840	29	886	35	575	103	5,570	1,005	45,180	0	
	ヘリポート	137	2,923	68	1,250	60	1,111	74	1,512	47	897	67	1,501	54	905	71	1,713	54	955	45	1,432	44	904	42	843	763	15,946	0	
	花木園	101	2,115	100	2,048	103	2,133	97	1,939	102	1,805	105	2,010	131	1,814	99	1,782	105	1,868	103	7,367	93	1,805	104	2,096	1,243	28,782	0	
	駐車場(陸上競技場下流)	0	0	0	0	1	100	0	0	2	20	7	2,015	7	530	1	550	4	1,095	2	1,300	0	0	0	0	24	5,610	0	
	・南町スポーツ広場																												
	南町多目的広場	10	413	11	374	8	518	11	312	8	318	9	333	9	328	9	14,206	7	272	8	338	9	318	10	353	109	18,083	0	
	芝生広場	40	768	39	740	38	938	39	759	40	765	38	739	40	690	39	752	34	652	35	679	36	699	41	792	459	8,973	0	
	・旭町地区																												
	旭町第一多目的広場(学童グラウンド)	10	399	11	428	7	262	11	318	9	348	10	368	10	363	10	399	8	312	9	378	10	366	12	413	117	4,354	0	
	旭町第二多目的広場	10	399	11	428	7	262	11	318	9	348	10	368	11	363	10	399	8	312	9	378	10	366	11	393	117	4,334	0	
	旭町東グラウンド	14	571	14	450	16	352	14	295	16	472	17	309	16	385	15	535	11	177	14	213	17	463	17	858	181	5,080	0	
	旭町ピクニック広場	46	886	43	792	42	808	48	992	43	866	44	892	48	904	43	866	40	824	51	1,026	42	908	48	992	538	10,756	0	
	・六合多目的広場(谷口橋付近)																												
	谷口橋多目的広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	・大井川マラソンコース「リパティ」																												
	大井川マラソンコース「リパティ」	5	250	3	150	5	220	3	90	0	0	5	150	10	8,030	4	640	22	1,694	6	3,205	3	90	16	3,839	82	18,358	0	
③谷口スポーツ広場																													
	谷口スポーツ広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
④大井川さくら緑地																													
	大井川さくら緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
⑤島田市金谷体育センター																													
	島田市金谷体育センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
⑥かなや大井川緑地																													
	・川越記念公園																												
	金谷南グラウンド・ゴルフ場	0	0	0	0	6	90	10	150	8	120	14	3,390	10	150	8	120	8	120	8	120	6	90	10	150	88	4,500	0	
	フィットネスロード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,700	0	
	川越広場1、2	2	30	3	45	0	0	0	0	0	0	10	3,400	5	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	3,875	0	
	催し物広場	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0	5	1,700	5	400	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	15	2,260	0	
	ゲートボール場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,700	5	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2,000	0	
	スポーツ広場1	4	1,200	15	4,500	16	4,800	12	3,600	18	5,400	19	5,700	15	4,300	8	2,400	17	5,100	0	0	0	0	0	0	0	124	37,000	0
	・中央公園																												
	金谷多目的広場1	7	1,500	15	4,500	16	4,800	12	3,600	18	5,400	19	5,700	16	4,600	9	2,400	17	5,100	0	0	0	0	0	0	0	129	37,600	0
	スポーツ広場2	7	1,500	15	4,500	16	4,800	12	3,600	18	5,400	19	5,700	16	4,600	8	2,420	19	5,820	0	0	0	0	0	0	0	130	38,340	0
	金谷ミニサッカー場	10	570	10	500	7	350	11	500	8	456	12	2,106	12	649	9	450	8	456	8	400	9	450	10	500	114	7,387	0	
	金谷人工芝サッカー場	23	983	24	1,209	19	1,255	25	1,888	32	2,364	25	1,765	17	783	15	911	16	899	15	1,076	18	762	20	1,221	249	15,116	0	
	金谷野球場	19	490	18	560	16	480	20	510	17	500	19	940	18	460	14	480	8	320	8	258	18	530	18	540	193	6,068	0	
	金谷多目的広場2(A・B)	22	2,738	30	5,738	26	3,590	26	3,340	30	3,168	27	4,352	27	4,888	14	1,284	16	1,072	18	840	16	700	23	1,070	275	32,760	0	
	金谷ソフトボール場	25	2,720	32	5,490	26	3,660	28	3,158	25	2,510	29	4,446	26	3,510	18	1,722	16	480	18	720	19	694	23	1,274	285	30,384	0	
	バーベキュー広場	1	5	3	55	1	15	3	125	3	160	2	30	1	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	425	0	
	・牛尾公園																												
	金谷北グラウンドゴルフ場	158	2,572	148	2,460	138	2,136	149	2,695	136	2,269	137	2,671	145	3,050	135	2,722	123	2,449	124	2,467	127	2,190	153	2,947	1,673	30,628	0	
	合計	943	38,671	961	48,449	986	47,544	1,081	53,123	902	44,229	1,171	81,089	1,179	91,018	999	53,599	907	39,898	788	37,090	826	30,650	999	43,211	11,742	608,571	4,899,980	

島田地区	8,418	358,528	4,899,980
金谷地区	3,324	250,043	0
計	11,742	608,571	4,899,980

施設利用人数（令和6年度）

	令和6年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和7年1月		2月		3月		年計		
指定施設名	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数	利用料(計)
指定施設名	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(円)
①横井運動場公園																											
島田球場	18	770	22	906	30	1,230	17	687	19	831	25	1,066	22	701	25	1,200	37	1,313	16	587	28	4,935	20	6,860	279	21,106	1,101,780
島田第二球場	13	884	11	593	14	878	10	503	14	810	13	682	9	376	13	758	11	379	11	48	12	874	13	1,015	144	7,798	188,170
横井運動場公園サッカー場	48	2,426	46	2,593	43	2,880	54	3,904	50	4,712	45	3,452	43	2,932	41	2,730	54	2,900	44	2,690	42	2,380	52	2,827	562	36,406	1,554,540
芝生広場(グラウンド・ゴルフ場)	28	395	30	410	30	410	30	410	27	355	29	395	32	410	31	415	28	380	32	385	31	395	0	0	328	4,360	0
②大井川緑地																											
・向谷スポーツ広場																											
向谷スポーツ広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・川越広場																											
多目的広場	18	333	20	353	21	380	24	495	22	1,886	22	446	18	665	14	1,235	12	242	8	160	18	330	18	334	213	6,859	0
イベント広場	2	1,100	3	555	0	0	0	0	4	1,550	0	0	3	400	2	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	14	4,605	0
島田市グラウンド・ゴルフ場	12	660	124	2,441	136	3,801	157	2,746	111	4,455	137	3,311	182	2,317	141	4,234	94	1,398	95	1,487	104	1,954	116	1,980	1,409	30,784	0
・横井地区(陸上競技場 ほか)																											
陸上競技場(サブグラウンド)	10	282	13	326	10	310	9	330	5	140	12	487	35	2,870	8	280	9	605	7	1,690	6	150	9	260	133	7,730	0
陸上競技場	4	140	7	509	10	807	9	669	9	662	10	533	17	9,459	15	646	4	609	5	3,220	19	249	3	892	112	18,395	61,600
サッカー場	32	2,690	35	3,166	32	1,855	32	3,474	38	3,020	36	4,600	42	1,020	23	1,640	16	810	25	2,241	27	1,850	31	1,995	369	28,361	0
ソフトボール場	74	3,900	38	2,098	96	3,700	81	2,461	66	446	120	4,120	121	2,755	112	4,260	64	2,660	38	1,240	36	752	0	0	846	28,392	0
ヘリポート	109	2,256	60	1,085	42	866	52	962	30	596	60	1,596	58	928	56	1,222	49	867	38	1,308	38	768	41	819	633	13,273	0
花木園	97	1,912	104	2,103	100	2,163	96	1,859	98	1,746	102	1,911	150	1,867	101	1,806	99	1,707	102	7,274	91	1,603	100	1,933	1,240	27,904	0
駐車場(陸上競技場下流)	0	0	1	100	5	200	1	30	2	1,550	15	3,210	12	1,960	5	165	6	205	7	1,513	4	130	0	0	58	9,063	0
・南町スポーツ広場																											
南町多目的広場	9	333	10	358	11	635	9	345	10	371	11	448	8	273	9	12,315	6	217	8	310	10	370	11	413	112	16,388	0
芝生広場	36	692	39	759	40	982	38	732	36	720	38	706	40	792	40	959	36	752	33	729	32	619	40	512	446	8,954	0
・旭町地区																											
旭町第一多目的広場(学童グラウンド)	9	333	10	349	10	380	9	339	10	376	11	448	9	299	10	385	8	326	9	345	10	385	11	383	116	4,348	0
旭町第二多目的広場	9	333	10	349	10	380	9	339	10	376	11	448	13	266	10	385	8	326	6	225	10	385	11	408	117	4,220	0
旭町東グラウンド	14	831	20	501	15	594	17	370	15	587	16	992	18	258	17	456	10	200	7	170	7	125	15	407	169	5,269	0
旭町ビクニック広場	43	848	48	940	46	930	45	912	38	892	42	1,038	40	845	39	888	34	795	34	790	30	750	40	980	479	10,804	0
・六合多目的広場(谷口橋付近)																											
谷口橋多目的広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・大井川マラソンコース「リパティ」																											
大井川マラソンコース「リパティ」	3	90	5	220	5	200	1	30	0	0	7	300	15	8,740	17	985	22	1,489	8	3,323	19	219	30	900	132	16,456	0
③谷ロススポーツ広場																											
谷ロススポーツ広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④大井川さくら緑地																											
大井川さくら緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤島田市金谷体育センター																											
島田市金谷体育センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥かなや大井川緑地																											
・川越記念公園																											
金谷南グラウンド・ゴルフ場	8	120	8	120	10	150	12	390	12	1,160	10	150	8	120	8	120	8	120	8	120	8	120	10	150	110	2,840	0
フィットネスロード	0	0	0	0	0	0	3	150	2	520	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0	1	100	0	0	7	800	0
川越広場1、2	0	0	0	0	0	0	6	300	4	1,040	0	0	1	100	0	0	0	0	1	30	1	30	1	30	14	1,530	0
催し物広場	0	0	0	0	0	0	3	150	2	520	1	40	1	100	1	20	1	700	1	30	1	30	1	30	12	1,620	0
ゲートボール場	0	0	0	0	0	0	3	150	2	520	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	770	0
スポーツ広場1	0	0	0	0	10	5,000	18	9,150	18	9,520	14	7,000	17	8,600	14	7,000	16	8,000	0	0	0	0	0	0	107	54,270	0
・中央公園																											
金谷多目的広場1	0	0	0	0	10	5,000	18	9,150	18	9,520	14	7,000	17	8,600	14	7,000	16	8,000	0	0	0	0	0	0	107	54,270	0
スポーツ広場2	0	0	0	0	10	5,000	18	9,150	18	9,520	14	7,000	17	8,600	14	7,000	16	8,000	0	0	0	0	0	0	107	54,270	0
金谷ミニサッカー場	8	400	9	450	10	480	9	450	14	1,120	10	500	8	450	10	465	8	400	9	450	10	500	11	550	116	6,215	0
金谷人工芝サッカー場	17	1,090	20	980	14	1,020	28	1,905	34	1,480	25	1,595	11	1,111	11	842	17	948	11	738	16	1,200	28	1,475	232	14,380	0
金谷野球場	17	520	18	530	19	550	18	540	17	500	11	385	10	335	13	520	14	440	9	280	14	280	20	620	180	5,500	0
金谷多目的広場2(A・B)	21	1,670	23	2,290	23	2,170	28	2,880	4	200	9	1,470	10	1,980	11	1,672	0	0	3	30	5	70	9	810	148	15,242	0
金谷ソフトボール場	21	1,605	25	2,230	22	2,040	26	2,778	20	800	26	2,096	23	2,510	24	3,080	6	222	18	720	20	800	23	1,470	254	20,151	0
バーベキュー広場	0	0	4	80	4	58	5	176	2	140	3	39	0	0	2	60	0	0	0	0	0	0	2	43	22	596	0
・牛尾公園																											
金谷北グラウンドゴルフ場	126	2,144	136	2,701	139	2,534	123	2,304	129	2,089	122	2,680	130	2,573	127	2,436	115	2,166	115	2,125	114	2,131	143	2,780	1,519	28,663	0
合計	806	28,555	899	30,095	977	47,581	1,018	61,220	910	64,730	1,019	60,162	1,137	75,330	979	66,189	824	47,154	708	34,256	764	24,264	809	30,876	10,850	572,412	2,904,090

島田地区	7,911	311,295	2,904,090
金谷地区	2,939	261,117	0
計	10,850	572,412	2,904,090

横井運動場公園・大井川緑地外3施設 施設減免対象表

減免対象の大会等(令和6年度)

①免除事業(指定管理者への支払なし)

- (1) 島田市が行政目的のために利用する場合
- (2) 島田市教育委員会が教育を目的とした活動で利用する場合

・令和6年度 免除事業実績

区分	月日	事業名	担当課	施設
免除	8月1日(木)	大井川大花火大会	島田市観光課	大井川緑地(川越広場他)、かなや大井川緑地
免除	10月17日(日)	しまだ大井川マラソンinリバティ	島田市観光課	横井運動場公園、大井川緑地(島田市陸上競技場、リバティ)
免除	1月1日(水)	みんなで走ろう! 元日マラソン	島田市スポーツ振興課	大井川緑地(島田市陸上競技場、リバティ)
免除	6月~12月(土日祝)	大井川鐵道きかんしゃトーマス臨時駐車場	島田市観光課	かなや大井川緑地(多目的広場、スポーツ広場1, 2他)
免除	2月9日(日)	消防団訓練	島田市危機管理課	かなや大井川緑地(フィットネスロード)
免除	6月2日(日)	島田市水防訓練	島田市危機管理課	横井運動場公園(芝生広場)、大井川緑地(南町多目的広場)
免除	11月9日(土)	志太マルシェ	島田市戦略推進課	横井運動場公園(芝生広場)、大井川緑地(南町多目的広場)
免除	11月20日(水)	市立第三保育園「サッカー教室」	第三保育園(島田市保育支援課)	横井運動場公園(人工芝サッカー場)
免除	1月29日(水)	市立第三保育園「サッカー教室」	第三保育園(島田市保育支援課)	横井運動場公園(人工芝サッカー場)
免除	3月21日(金)	島田市シニアスポーツコンシェルジュ事業 シニアサッカー大会	島田市観光課	横井運動場公園(人工芝サッカー場)

※その他、随時対象となるイベント等があります。また、年度によりイベント等が変更となる場合もあります。
また、イベント開催日の前後についても設営、撤去等で使用する場合があります。

②減額事業(指定管理者への支払なし)

・令和6年度 減額事業実績

なし

※その他、利用者負担額の減額対象で、市からの減額相当額が指定管理者に支払われる事業があります。

横井運動場公園・大井川緑地外3施設 収入・支出状況（令和5年度から令和6年度）

収入の部					
科目	詳細科目		令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務	受託収入	指定管理料	61,500,000	61,000,000	
	施設利用料		5,087,086	5,092,971	詳細は、別紙参照
	その他収入	自動販売機売上収入	919,296	999,710	
		コピー代他	2,388,230	11,370	
		その他	300,000	320,000	エネルギー価格高騰対策支援金
	小 計		70,194,612	67,424,051	
自主事業	スポーツ教室自主事業		0	6,000	
	売店販売(キッチンカー他)		80,200	24,000	
	小 計		80,200	30,000	
計			70,274,812	67,454,051	

支出の部					
科目	詳細科目		令和5年度	令和6年度	備考
人件費	正職員	給与	6,118,230	6,430,217	
		賞与	1,713,101	1,792,058	
		法定福利費	997,270	1,072,619	
		厚生費	103,545	31,205	
	正職員以外	給与	17,792,461	20,856,885	
		賞与	830,000	840,000	
		法定福利費	2,203,080	2,304,030	
		厚生費	88,333	52,900	
	職員研修費		0	32,727	
報償費		16,636	6,120		
需用費	消耗品費		765,387	1,674,349	
	燃料費		873,788	917,499	使用量内訳は、別紙参照
	印刷費		51,190	21,070	
	光熱水費		5,523,802	6,524,159	使用量内訳は、別紙参照
	修繕費		5,399,939	4,557,772	施設修繕(1件30万円未満)
役務費	通信運搬費		340,920	280,565	電話、インターネットほか
	広告費		0	0	
	寄付金		44,731	36,720	
	保険料		47,418	78,275	
	手数料		245,748	130,032	
委託費	清掃委託料		2,169,066	2,168,720	
	点検委託料		1,590,909	1,072,500	
	陸上競技場維持管理費		3,943,500	4,369,166	
	警備業務委託		100,000	73,500	
	除草業務委託		5,680,070	6,690,750	
使用料及び賃借料	借地料		50,000	0	
	建設機リース料		1,274,320	1,552,900	
自主事業費	手数料(イベント費用)		1,018,658	5,100	
備品購入費	感染症対策費		45,174	660,081	
その他の経費	経費(処分料、参加賞他)		3,378,665	1,358,693	
消費税	支払見込額		3,244,432	3,248,731	
計			65,650,373	68,839,343	

※支出の各経費には、自主事業に伴う支出分が含まれています。

横井運動場公園・大井川緑地外3施設 施設利用料内訳

詳細科目	令和5年度	令和6年度	備考
横井運動場公園 島田第一球場	1,829,850	1,768,780	島田市都市公園条例 別表第4 1 参照
横井運動場公園 島田第二球場	274,920	311,420	島田市都市公園条例 別表第4 2 参照
横井運動場公園 サッカー場(人工芝)	2,677,510	2,694,130	島田市都市公園条例 別表第4 3 参照
大井川緑地 島田市陸上競技場	117,700	115,500	島田市都市公園条例 別表第4 6 参照
無料施設(占用使用等)	187,106	203,141	島田市都市公園条例 別表第1、第3 参照
合 計	5,087,086	5,092,971	

光熱水費等使用量内訳

令和5年度

施設名	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
F かなや大井川緑地川越記念公園	水道量		19		14		26		12		2		5	78	
F かなや大井川緑地中央公園	水道量		22		48		57		31		4		13	175	
F かなや大井川緑地牛尾公園	水道量		2		3		33		1		1		0	40	
F 向谷スポーツ広場	水道量	3		4		9		13		5		2		36	
I 島田球場	ガソリン(公用車)	0	22	25	27	42	40	0	232	0	21	23	0	430	
	ガソリン(その他)	160	120	90	140	160	189	40	120	0	62	40	0	1,122	
	軽油(公用車)	49	0	0	78	0	65	0	42	50	0	0	0	284	
	軽油(その他)	40	40	40	0	58	71	20	20	0	23	20	18	350	
	静岡ガス&パワー(通常電力)①	3,071	4,545	4,960	3,955	3,982	4,036	4,962	3,955	4,136	4,813	4,919	4,373	51,707	
	静岡ガス&パワー(有効電力)=昼間②	876	977	770	925	945	729	708	759	864	1,881	937	1,148	11,519	
	静岡ガス&パワー(①-②)=夜間	2,195	3,568	4,190	3,030	3,037	3,307	4,254	3,196	3,272	2,932	3,982	3,225	40,188	
	水道量	438		451		646		456		411		273		2,675	
I 第二球場	中電(高压以外)	44	57	46	80	97	154	85	49	44	53	36	45	790	
I 横井多目的広場	中電(高压以外)	2,451	2,006	1,943	1,675	2,224	2,117	2,740	2,831	2,955	2,883	2,652	2,529	29,006	
F 川越広場	水道量	169		151		133		122		184		188		947	
F 大井川緑地(横井)	中電(高压以外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道量	64		63		100		111		78		57		473	
F 大井川緑地(旭)	水道量		14		22		57		27		11		7	138	
F 大井川さくら緑地	水道量		18		25		44		31		64		69	251	

令和6年度

施設名	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
F かなや大井川緑地川越記念公園	水道量		19		14		26		12		2		5	78	
F かなや大井川緑地中央公園	水道量		22		48		57		31		4		13	175	
F かなや大井川緑地牛尾公園	水道量		2		3		33		1		1		0	40	
F 向谷スポーツ広場	水道量	3		4		9		13		5		2		36	
I 島田球場	ガソリン(公用車)	0	22	25	27	42	40	0	232	0	21	23	0	430	
	ガソリン(その他)	160	120	90	140	160	189	40	120	0	62	40	0	1,122	
	軽油(公用車)	49	0	0	78	0	65	0	42	50	0	0	0	284	
	軽油(その他)	40	40	40	0	58	71	20	20	0	23	20	18	350	
	静岡ガス&パワー(通常電力)①	3,071	4,545	4,960	3,955	3,982	4,036	4,962	3,955	4,136	4,813	4,919	4,373	51,707	
	静岡ガス&パワー(有効電力)=昼間②	876	977	770	925	945	729	708	759	864	1,881	937	1,148	11,519	
	静岡ガス&パワー(①-②)=夜間	2,195	3,568	4,190	3,030	3,037	3,307	4,254	3,196	3,272	2,932	3,982	3,225	40,188	
	水道量	438		451		646		456		411		273		2,675	
I 第二球場	中電(高压以外)	44	57	46	80	97	154	85	49	44	53	36	45	790	
I 横井多目的広場	中電(高压以外)	2,451	2,006	1,943	1,675	2,224	2,117	2,740	2,831	2,955	2,883	2,652	2,529	29,006	
F 川越広場	水道量	169		151		133		122		184		188		947	
F 大井川緑地(横井)	中電(高压以外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道量	64		63		100		111		78		57		473	
F 大井川緑地(旭)	水道量		14		22		57		27		11		7	138	
F 大井川さくら緑地	水道量		18		25		44		31		64		69	251	

R6年度 無料施設使用（有償分）一覧表

月	日付	団体名	施設名	使用目的	単価	回数	金額	月計	
4	14, 20, 27	スマイリーエンジェル	花木園6	ランニング時 荷物置き場	1,100	3	3,300	¥	13,200
	6, 13, 20	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	3	3,300		
	21	個人	花木園6	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	21	連合静岡志太榛原地域協議会	イベント広場	メーデー	1,100	1	1,100		
	7, 14, 21, 28	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南G・G場	警察犬訓練	1,100	4	4,400		
5	3	島田ランタンイベント実行委員会	川越多目的広場 イベント広場	ランタン イベント	出店料も含む	1	2,680	¥	14,780
	4, 12, 18, 25	スマイリーエンジェル	花木園6	ランニング時 荷物置き場	1,100	4	4,400		
	11, 18, 25	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	3	3,300		
	5	Shine yoga	花木園4	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	18	ライオンズベースボールスクール	ソフトボール場	野球教室	1,100	1	1,100		
	12, 26	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南G・G場	警察犬訓練	1,100	2	2,200		
6	2, 8, 15, 22, 29	スマイリーエンジェル	花木園6	ランニング時 荷物置き場	1,100	5	5,500	¥	12,100
	1, 8, 15, 22, 29	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	5	5,500		
	16	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南G・G場	警察犬訓練	1,100	1	1,100		
7	13	スマイリーエンジェル	花木園6	ランニング時 荷物置き場	1,100	1	1,100	¥	11,000
	6, 13, 20, 27	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	4	4,400		
	21	Shine yoga	花木園4	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	23	ライオンズベースボールスクール	ソフトボール場	野球教室	1,100	1	1,100		
	14, 21, 28	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南G・G場	警察犬訓練	1,100	3	3,300		

No. 1

月	日付	団体名	施設名	使用目的	単価	回数	金額	月計	
8	1	一般社団法人島田市観光協会	島田 川越広場 金谷 催し物広場	花火大会出店	9,880	1	9,880	¥	19,780
	1, 2	MAKOTO HASEBE SPORTS CLUB	かなや人工芝サッカー場	サッカー教室	1,100	2	2,200		
	3, 10, 24	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	3	3,300		
	25	et yoga	花木園 6	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	10	ライオンズベースボールスクール	ソフトボール場	野球教室	1,100	1	1,100		
	4, 25	(公社)日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	2	2,200		
9	7, 14, 21	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	3	3,300	¥	13,200
	7	et yoga	花木園 6	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	7, 21, 28	スマイリーエンジェル	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	3	3,300		
	8, 29	プラスワン	花木園 4, 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	2	2,200		
	8, 15, 29	(公社)日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	3	3,300		
10	5	島田スカイランタン実行委員会	イベント広場	ランタンイベント	4,120	出店料	4,120	¥	38,248
	5, 12, 19, 26	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	4	4,400		
	19	et yoga	花木園 6	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
	6, 12, 19	スマイリーエンジェル	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	3	3,300		
	6, 20	プラスワン	花木園 4, 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	2	2,200		
	13, 20, 27	(公社)日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	3	3,300		
	27	しまだ大井川マラソン実行委員会	陸上競技場 サブグラウンド	マラソン大会 出店	19,828	出店料	19,828		

No. 2

									No. 3
	日付	団体名	施設名	使用目的	単価	回数	金額	月計	
11	3	レインボーマルシェ	イベント広場	マルシェ	5,760	出店料	5,760	¥	20,020
	10	ソフトボール招待大会	ソフトボール場	出店	220	出店料	220		
	16	竹あかりプロジェクト	南多目的広場	イベント	1,100	1	1,100		
	30	個人	金谷フィットネスロード	犬のしつけ	1,100	1	1,100		
	3, 10, 17, 24	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	4	4,400		
	9, 30	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	2	2,200		
	9, 16, 24, 30	スマイリーエンジェル	花木園 5・6	ランニング時 荷物置き場	1,100	4	4,400		
	17, 24	プラスワン	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	2	2,200		
	10	et yoga	花木園 6	ヨガ教室	1,100	1	1,100		
12	7, 22, 28	スマイリーエンジェル	花木園 4・6	ランニング時 荷物置き場	1,100	3	3,300	¥	12,100
	1, 8, 22	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	3	3,300		
	14, 15, 21, 28	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	4	4,400		
	24	プラスワン	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	1	1,100		
1	4, 11, 18, 25	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1,100	4	4,400	¥	16,993
	5, 11, 18, 26	スマイリーエンジェル	花木園 3・5・6	ランニング時 荷物置き場	1,100	4	4,400		
	5, 12, 19, 26	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1,100	4	4,400		
	12, 26	プラスワン	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1,100	2	2,200		
	19	島田市スポーツ協会	陸上競技場東側	出店	1,593	出店料	1,593		

	日付	団体名	施設名	使用目的	単価	回数	金額	月計	
2	1, 9, 22	スマイリーエンジェル	花木園 3・5・6	ランニング時 荷物置き場	1, 100	3	3, 300	¥	14, 300
	9, 16	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1, 100	2	2, 200		
	9, 23	プラスワン	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1, 100	2	2, 200		
	11, 18	ライオンズベースボールスクール	ソフトボール場	野球教室	1, 100	2	2, 200		
	1, 8, 15, 22	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1, 100	4	4, 400		
3	6	株式会社 シオプロ	向谷スポーツ広場	撮影に伴う 休憩所	120	テント 設営	120	¥	14, 960
	8	蹴力 F C	横井人工芝サッカー場 更衣室横	出店	540	出店料	540		
	1, 8, 15, 22 29	リベルタ	ヘリポート	サッカー教室	1, 100	5	5, 500		
	2	リベルタ	緑地サッカー場	サッカー教室	1, 100	1	1, 100		
	1, 15, 22, 30	スマイリーエンジェル	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1, 100	4	4, 400		
	23	プラスワン	花木園 6	ランニング時 荷物置き場	1, 100	1	1, 100		
	2, 9	(公社) 日本警察犬協会 静岡県西部支部	かなや南 G・G 場	警察犬訓練	1, 100	2	2, 200		
							合計	¥	200, 681

No. 4

横井運動場公園・大井川緑地外3施設 定期点検・法定点検一覧

No.	資料名	内容	回数	備考
①	消防設備保守点検	島田球場	2回／年	
②	自家用電気工作物保安管理	島田球場	12回／年	
③	自家用電気工作物保安管理	大井川緑地パイオトレ	1回／年	
③	自家用発電装置保安管理	島田球場	1回／年	
④	照明設備保守点検業務	島田球場照明設備	1回／年	

【施設の概要】横井運動場公園・大井川緑地外3施設		令和7年4月1日現在
横井運動場公園		
●島田球場		
詳細については、別紙「施設の概要 島田球場」に記載。		
●島田第2球場		
開設年月日	昭和57年	
面積	グラウンド面積 9,336.0㎡ 本部棟1棟	
グラウンド	内野・黒土 外野・高麗芝	
距離	左・右91m、センター118m、本塁からバックネット14.8m	
使用時間	午前8時30分から午後5時まで	
使用料	一般 市内1,100円から2,410円 市外1,630円から3,610円 高等学校以下 市内870円から1,970円 市外1,310円から2,850円	
平成21年度に利用者の利便性向上のため、バックスクリーン設置工事（事業費6,522千円）を実施した。		
平成24年度に本部棟建設工事（事業費4,229千円）を実施した。		
事業実績		
年度	利用者人数	
29	8,827人	
30	9,366人	
元	7,632人	
2	6,735人	
3	7,939人	
4	9,472人	
5	8,986人	
6	7,798人	
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置の適用」及び「緊急事態宣言の発令」に伴い、令和3年度は令和3年8月18日～9月30日の期間に利用時間の短縮、令和4年1月27日～3月21日の期間に利用に係る新規予約受付を停止した。		
令和2年度は令和2年4月9日～5月24日の期間に施設の利用制限及び大会実施自粛要請を行い、令和2年4月18日～5月17日の期間は施設を閉鎖した。		
●サッカー場（人工芝サッカー場）		
開設年月日	平成15年	
改修年月日	平成26年度 天然芝から人工芝へ改修	
面積	グラウンド面積 ロングパイル人工芝 8,740.0㎡ 砂入人工芝 1,293.0㎡	
夜間照明	照明灯 4基（平成8年設置）	
一般用サッカーコート	1面（105m×68m） ジュニア用サッカーコート 2面（68m×50m）	
工事請負費	129,837,600円	
令和2年度にトイレ及び更衣室の建築工事（事業費23,521千円）を実施した。		

施設使用料

区分	使用時間					
	午前		午後		夜間	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	2,300円	3,460円	2,630円	3,950円	1,970円	2,960円
高等学校生徒以下	1,840円	2,770円	2,100円	3,160円	1,570円	2,370円

区分	使用時間			
	昼間		全日	
	市内	市外	市内	市外
一般	5,600円	8,410円	8,250円	12,370円
高等学校生徒以下	4,480円	6,720円	6,600円	9,900円

照明設備使用料

単位	使用料
1回につき	3,300円

事業実績

年度	利用者人数
29	31,660人
30	32,192人
元	31,512人
2	25,860人
3	27,208人
4	35,470人
5	34,045人
6	36,406人

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置の適用」及び「緊急事態宣言の発令」に伴い、令和3年度は令和3年8月18日～9月30日の期間に利用時間の短縮、令和4年1月27日～3月21日の期間に利用に係る新規予約受付を停止した。

令和2年度は令和2年4月9日～5月24日の期間に施設の利用制限及び大会実施自粛要請を行い、令和2年4月18日～5月17日の期間は施設を閉鎖した。

●芝 生 広 場

開設年月日 昭和58年
面 積 グラウンド面積 625 m²
グラウンド 高麗芝

●グラウンド・ゴルフ場

開設年月日 平成9年
面 積 グラウンド面積 2,852 m²
グラウンド 高麗芝

大井川緑地（横井）

●ソフトボール場

開設年月日 昭和45年
面 積 グラウンド面積 34,000 m²
ク レ イ 舗 装 (グリーンサンド) 6面

●陸上競技場

開設年月日 昭和55年
面 積 グラウンド面積 29,000.0 m²
トラック1周 400m 8コース

ク レ イ 舗 装 (グリーンサンド) ◆ 公認 S55.5.25 ～ S60.5.24 (5年間) 3種
フィールド施設 ◆ 公認 S60.5.25 ～ H2.5.24 (更新) 3種
◆ 公認 H2.5.25 ～ H7.5.24 (更新) 3種
◆ 公認 H7.5.25 ～ H12.5.24 (更新) 3種
◆ 公認 H12.5.25 ～ H17.5.24 (更新) 3種
◆ 公認 H17.5.25 ～ H22.5.24 (更新) 3種
◆ 公認 H22.5.25 ～ H27.5.24 (更新) 4種

使 用 料 占有して使用する場合

午前8時30分から12時まで 2,200円（市外3,300円）
午後1時から午後5時まで 3,300円（市外4,950円）
午前8時30分から午後5時まで 5,500円（市外8,250円）

事業実績

年度	利 用 者 人 数
29	19,203人
30	14,775人
元	18,124人
2	2,890人
3	10,616人
4	20,033人
5	20,560人
6	18,395人

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置の適用」及び「緊急事態宣言の発令」に伴い、令和3年度は令和3年8月18日～9月30日の期間に利用時間の短縮、令和4年1月27日～3月21日の期間に利用に係る新規予約受付を停止した。

令和2年度は令和2年4月9日～5月24日の期間に施設の利用制限及び大会実施自粛要請を行い、令和2年4月18日～5月17日の期間は施設を閉鎖した。

●陸上競技場補助グラウンド

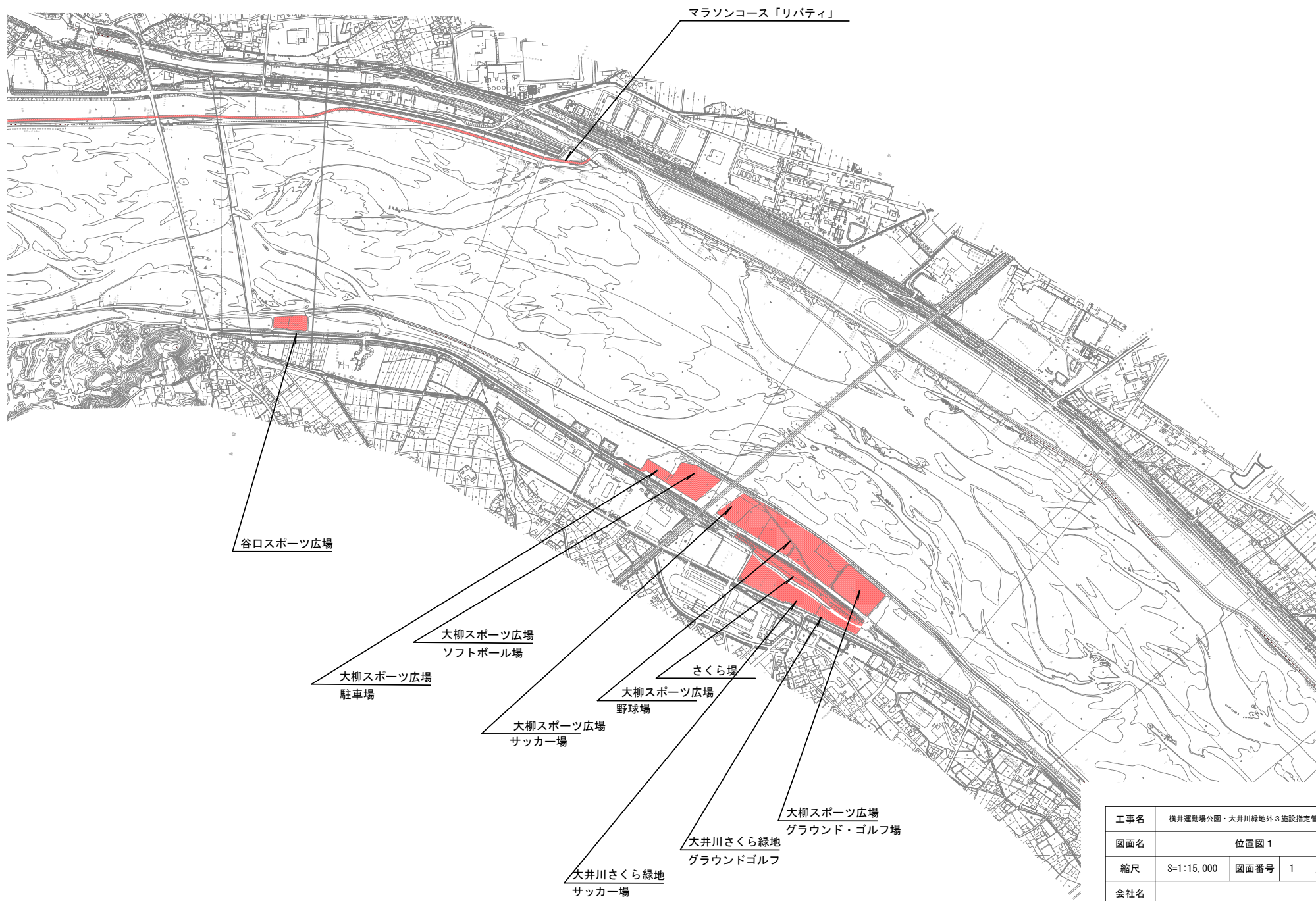
開設年月日 昭和55年
面 積 グラウンド面積 6,500.0 m²

●サッカー場	
開設年月日	昭和54年
面 積	グラウンド面積 17,955.0 m ²
ク レ イ 舗 装	1面 (少年団の時2面)
●駐 車 場	
開設年月日	平成12年
面 積	6,122.5 m ² (39.5m×155.0m)
駐 車 台 数	248台 (普通242台 身体障害者用6台)
大井川緑地(旭町)	
開設年月日	昭和57年
面 積	第一多目的広場(野球広場) 7,945.7 m ² (クレイ舗装)
	第二多目的広場(学童野球広場) 11,039.3 m ² (クレイ舗装)
	多目的広場(学童野球広場) 3,521.3 m ² (クレイ舗装)
	多目的広場 1,776.5 m ² (クレイ舗装)
大井川緑地向島町地先	
●グラウンド・ゴルフ場	
開設年月日	平成15年
面 積	18,219.6 m ²
グラウンド	高麗芝
事業実績	
年度	利 用 者 人 数
29	56,247人
30	47,179人
元	47,302人
2	35,407人
3	37,092人
4	38,336人
5	36,162人
6	30,784人
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置の適用」及び「緊急事態宣言の発令」に伴い、令和3年度は令和3年8月18日～9月30日の期間に利用時間の短縮、令和4年1月27日～3月21日の期間に利用に係る新規予約受付を停止した。 令和2年度は令和2年4月9日～5月24日の期間に施設の利用制限及び大会実施自粛要請を行い、令和2年4月18日～5月17日の期間は施設を閉鎖した。	
●駐 車 場	
開設年月日	平成24年
面 積	5,182.8 m ²
駐 車 台 数	184台 (普通180台 身体障害者用4台)
向 谷 ス ポ ー ツ 広 場	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設

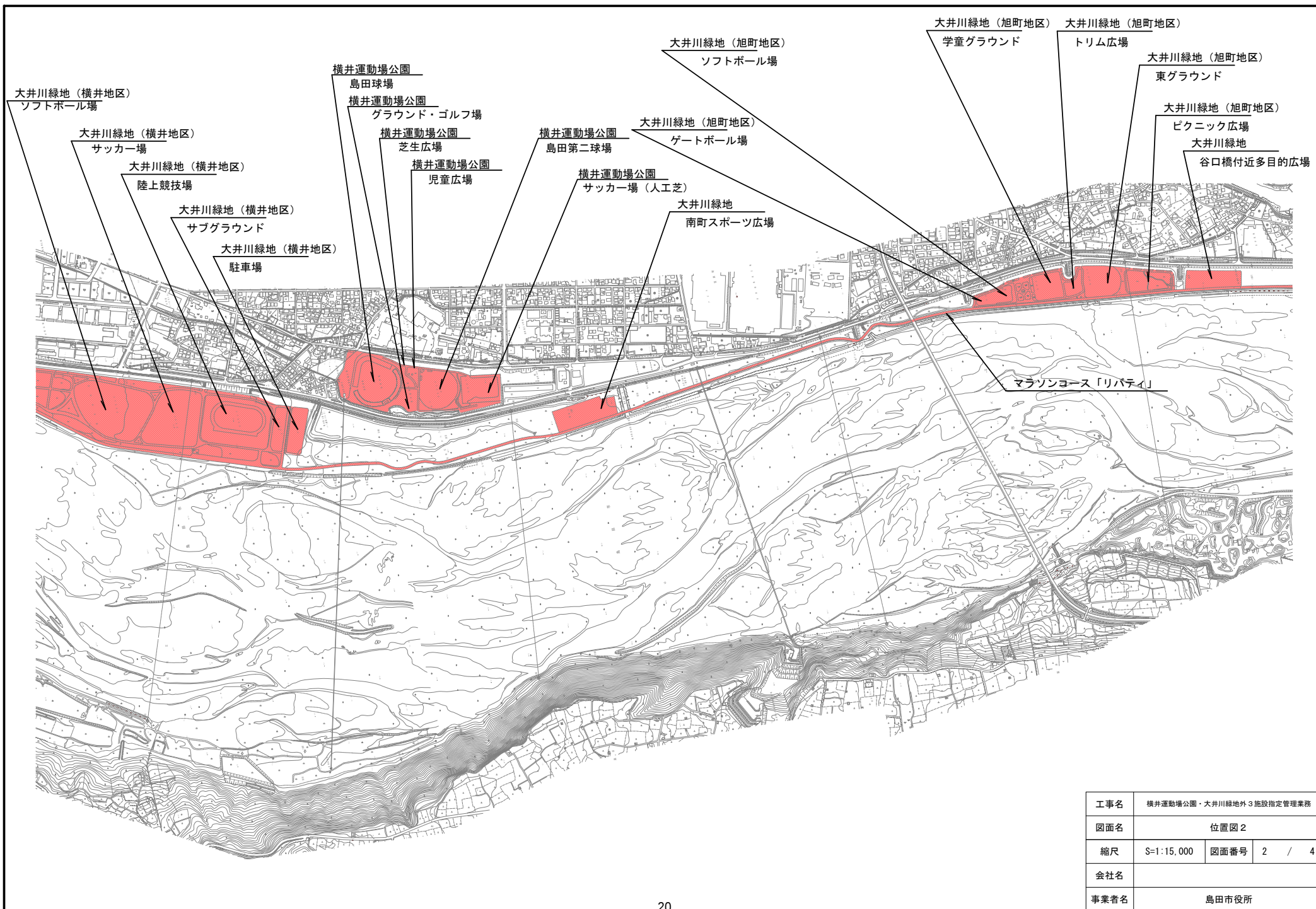
所在地 面積	大井川緑地 向谷地先 14,421 m ² (グラウンド・ゴルフ場、ソフトボール場)
南町スポーツ広場	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設
所在地 面積	大井川緑地 南町地先 12,825 m ² (サッカー場兼ソフトボール場、グラウンド・ゴルフ場)
谷口橋付近多目的広場	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設
所在地 面積	大井川緑地 高島町地先 8,000 m ²
谷口スポーツ広場	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設
所在地 面積	阪本地先 3,000 m ² (グラウンド・ゴルフ場)
大井川さくら緑地	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設
所在地 面積	大柳・中河地先 大柳スポーツ広場 13,128.0 m ² 中河スポーツ広場 12,121.7 m ² 大柳多目的広場 61,810.5 m ² ・サッカー場 ・中央広場 ・ソフトボール場 ・グラウンド・ゴルフ場
かなや大井川緑地	平成14年度に地方自治法第180条の2の規定により事務委任された施設
開設年月日 面積 施設概要	昭和61年 132,601.0 m ² 大井川川越記念公園 ・多目的広場 大井川中央公園 ・BBQ広場 ・野球場 ・芝生広場 ・芝生広場 ・ソフトボール場 ・人口芝サッカー場 ・大井川牛尾公園 ・多目的広場 ・ミニサッカー場 ・芝生広場

【施設の概要】 島田球場		令和7年4月1日	
設 置 場 所		島田市横井四丁目 19 番 1 号	
設 置 目 的 等		各種大会の開催や市民の健康づくりの場として活用する。	
施 設 概 要			
当施設は、昭和 32 年に建設された旧市営球場の老朽化に伴い、市制 30 周年を記念し建設された。			
開 設 年 月 日 昭和 55 年 7 月			
収 容 人 員 16,000 人 (内野 6,800 人内背付セパレートシート 1,671 席 外野 9,200 人)			
グラウンド面積 12,429.7 m ² (内野：黒土、外野：高麗芝)			
内 野 ス タ ン ド 鉄筋コンクリート造 2,407.7 m ²			
外 野 ス タ ン ド 盛土スロープ式芝生張 2,966 m ²			
バックスクリーン H=12m L=20m			
スコアボード H=7.9m L=17m 身障者用席 (車椅子 4 台)			
距 離 左・右 91m センター 118m 本塁バックネット間 18.5m			
照 明 設 備 照明塔 6 基 照度 3 段切替式 (全灯、1/2 灯、1/4 灯) 燈数 1 基 69 灯			
全灯 (バッテリー間：2,000 ルクス 内野 1,500 ルクス 外野 1,000 ルクス)			
総 事 業 費			
総 事 業 費		751,300 千円	
工 期		昭和 53 年 9 月 27 日～昭和 55 年 6 月 30 日	
事 業 内 容			
使 用 時 間		午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	
休 館 日		毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は、その翌日)、12 月 29 日から 1 月 3 日まで	
使 用 料		入場料等を徴収しない場合	
		令和元年 10 月 1 日から	
		・一般：市内 4,930 円～7,700 円 市外 7,130 円～9,900 円	
		・高等学校生徒以下：市内 3,830 円～5,500 円 市外 6,030 円～7,700 円	
		照明設備使用料 (1 時間につき)	
		・市内：全灯 14,950 円 1/2 灯 7,130 円 1/4 灯 3,610 円	
		・市外：全灯 18,700 円 1/2 灯 9,330 円 1/4 灯 4,710 円	
事 業 実 績			
年度	利 用 者 人 数	年度	利 用 者 人 数
30	15,541 人	4	18,994 人
元	10,437 人	5	30,194 人
2	8,950 人	6	21,108 人
3	8,974 人		
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置の適用」及び「緊急事態宣言の発令」に伴い、令和3年度は令和3年8月18日～9月30日の期間に利用時間の短縮、令和4年1月27日～3月21日の期間に利用に係る新規予約受付を停止した。			
令和2年度は令和2年4月9日～5月24日の期間に施設の利用制限及び大会実施自粛要請を行い、令和2年4月18日～5月17日の期間は施設を閉鎖した。			

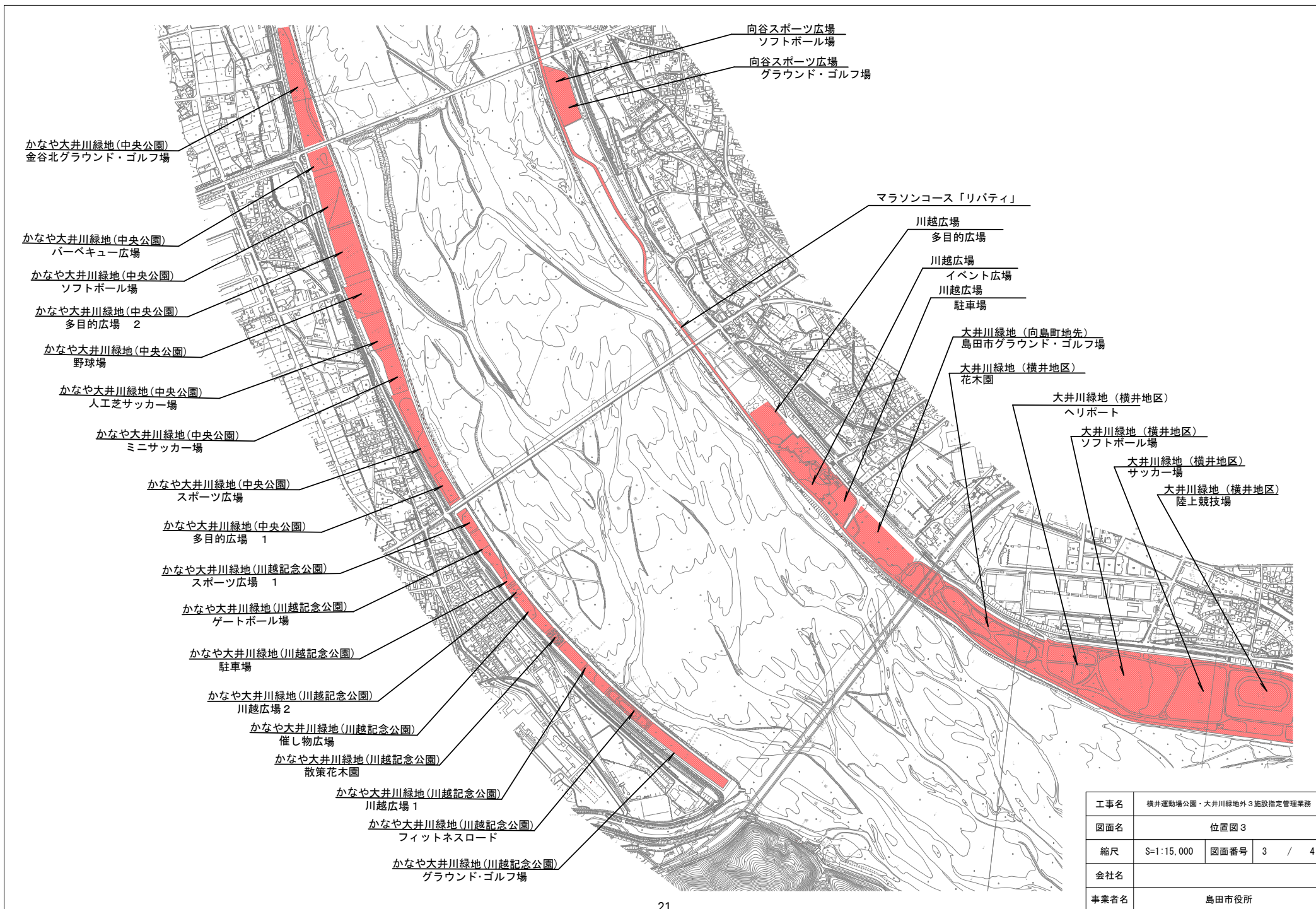
管理運営費等	平成 23 年度～平成 26 年度 (株)まちづくり島田 (1 者随意契約) 平成 27 年度～平成 29 年度 (株) 特種東海フォレスト (入札) 平成 30 年度～令和 2 年度 (株) 特種東海フォレスト (入札) 令和 3 年度～令和 7 年度 (株) 特種東海フォレスト (指定管理者制度) 【新型コロナウイルス感染症対策】 令和 3 年度に地方創生臨時交付金を活用して購入した A I 体温検知カメラを入口に設置した。
そ の 他	・平成 22 年度に外野部分の芝生の張替工事を実施。(事業費 8,901 千円) ・平成 23 年度に耐震補強工事に伴う設計修正業務委託を実施。(事業費 840 千円) ・平成 23 年度にトイレ改修工事を実施。(事業費 18,828 千円) ・平成 25 年度にダッグアウト床改修工事を実施。(事業費 2,730 千円) ・平成 26 年度にスタンドベンチ改修工事を実施。(事業費 11,491 千円) ・平成 27 年度にスタンドベンチ改修工事を実施。(事業費 5,238 千円) ・平成 27 年度に耐震補強工事を実施。(事業費 80,717 千円) ・平成 28 年度にスタンドベンチ改修工事(防水塗装を含む。)を実施。(事業費 14,742 千円) ・平成 28 年度に放送設備取替工事を実施。(事業費 5,940 千円) ・平成 29 年度に空調設備改修工事を実施。(事業費 5,510 千円) ・平成 29 年度にスタンドベンチ改修工事(防水塗装を含む。)を実施。(事業費 40,759 千円) ・平成 30 年度に壁面緩衝材等設備改修工事を実施。(事業費 7,019 千円) ・平成 30 年度に非常用発電機取替工事を実施。(事業費 2,707 千円) ・令和 3 年度に内野スタンドの防水塗装工事を実施。(事業費 35,519 千円) ・令和 4 年度に引続き内野スタンドの防水塗装工事を実施。(事業費 20,620.6 千円) ・令和 6 年度に得点版塗装工事を実施。(事業費 1,782 千円) ・令和 6 年度にフェンス改修工事を実施。(事業費 3,278 千円) ・令和 6 年度に島田球場変電設備改修実施設計業務委託を実施。(事業費 3,300 千円)



工事名	横井運動場公園・大井川緑地外3施設指定管理業務			
図面名	位置図 1			
縮尺	S=1:15,000	図面番号	1	/ 4
会社名				
事業者名	島田市役所			



工事名	横井運動場公園・大井川緑地外3施設指定管理業務			
図面名	位置図 2			
縮尺	S=1:15,000	図面番号	2	/ 4
会社名				
事業者名	島田市役所			



工事名	横井運動場公園・大井川緑地外3施設指定管理業務		
図面名	位置図 3		
縮尺	S=1:15,000	図面番号	3 / 4
会社名			
事業者名	島田市役所		



工事名	横井運動場公園・大井川緑地外3施設指定管理業務			
図面名	位置図 4			
縮尺	S=1:15,000	図面番号	4	/ 4
会社名				
事業者名	島田市役所			

大井川緑地占用箇所一覧

(国土交通省 大井川河川敷占用区域 維持管理箇所一覧)

地区	公園名称		区域名称	面積
島田	横井運動場公園		島田球場	69,736.5
			島田第二球場	
			グラウンドゴルフ場	
			芝生広場	
			児童広場	
			人工芝サッカー場	
	大井川緑地 (横井・旭町地先)	横井地先	ソフトボール場	220,329.1
			サッカー場	
			陸上競技場	
			サブグラウンド	
		旭町地先	ヘリポート	47,448.6
			花木園	
			駐車場	
			東グラウンド	
	南町スポーツ広場		学童グラウンド	14,864.4
			トリム広場	
			ピクニック広場	
	大井川緑地(向島町地先)		ゲートボール場	
	川越広場		ソフトボール場	
			中央広場	
多目的広場			46,218.7	
向谷スポーツ広場		芝生広場		
大井川緑地(谷口橋付近)		島田市グラウンドゴルフ場	10,000.0	
谷口スポーツ広場		多目的広場		
大井川さくら緑地		ソフトボール場	46,849.0	
		グラウンドゴルフ場		
		大柳スポーツ広場	未整備	99,070.4
			野球場	
			グラウンドゴルフ場	
			駐車場	
			さくら堤	
		大井川マラソンコース		多目的広場
			3,000.0	
金谷	かなや大井川緑地		グラウンドゴルフ場	132,601.3
			サッカー場	
			ソフトボール場	
			サッカー場	
			野球場	
			グラウンドゴルフ場	
			駐車場	
			リバティ	
			グラウンドゴルフ場	
			フィットネスロード	
			川越広場1・2	
			散策花木園	
			催し物広場	
			ゲートボール場	
	中央公園 (72,869.5㎡)	スポーツ広場1	132,601.3	
		多目的広場1		
		スポーツ広場2		
		ミニサッカー場		
		人工芝サッカー場		
牛尾公園 (19,714.6㎡)	野球場	132,601.3		
	多目的広場2			
	ソフトボール場			
	バーベキュー広場			
		金谷北グラウンドゴルフ場		

簡易トイレ配置一覧表

間易トイレ配置一覧表				区分	
1	向谷スポーツ広場	45	四阿付近	大小一体型	島田
2	島田グラウンドゴルフ場	25	グラウンドゴルフ場上流	障害者用トイレ	島田
3	島田グラウンドゴルフ場	26	グラウンドゴルフ場下流	大小一体型	島田
4	大井川緑地	1	JR鉄橋下流		島田
5	大井川緑地	28	花木園付近		島田
6	大井川緑地	2	ヘリポート上流	3と並列	島田
7	大井川緑地	3	ヘリポート上流	2と並列	島田
8	大井川緑地	15	ソフトボール場上流大井川側		島田
9	大井川緑地	5	ソフトボール場下流道路側	6と並列	島田
10	大井川緑地	6	ソフトボール場下流道路側	5と並列	島田
11	大井川緑地	7	ソフトボール場下流大井川側		島田
12	大井川緑地	8	サッカー場下流道路側	9と並列	島田
13	大井川緑地	9	サッカー場下流道路側	8と並列	島田
14	大井川緑地	10	陸上競技場下流道路側	11と並列	島田
15	大井川緑地	11	陸上競技場下流道路側	10と並列	島田
16	大井川緑地	12	陸上競技場下流大井川側	13と並列	島田
17	大井川緑地	13	陸上競技場下流大井川側	12と並列	島田
18	大井川緑地	14	四阿付近	旧バイオトイレ	島田
19	横井運動場公園	16	第二球場東側公園内		島田
20	横井運動場公園	17	第二球場西側		島田
21	横井運動場公園	18	人工芝サッカー場前		島田
22	南町スポーツ広場	24	広場上流側	大小一体型	島田
23	南町スポーツ広場	23	広場下流側	大小一体型	島田
24	旭町	19	第一多目的広場横		島田
25	旭町	21	トリム広場横		島田
26	旭町	22	ピクニック広場上流		島田
27	旭町	82	旭町四阿横	男子小用	島田
28	旭町	83	旭町四阿横	ユニバーサル型	島田
29	谷口橋付近多目的広場	32	広場上流		島田
30	谷口橋付近多目的広場	31	広場下流		島田
31	さくら緑地	51	新幹線上流ソフトボール場上流		島田
32	さくら緑地	52	大柳サッカー場上流		島田
33	さくら緑地	53	大柳サッカー場下流		島田
34	さくら緑地	54	グラウンドゴルフ場上流	障害者用トイレ	島田
35	さくら緑地	55	グラウンドゴルフ場下流	大小一体型	島田
36	さくら緑地	56	グラウンドゴルフ場下流	大小一体型	島田
37	さくら緑地	57	大柳スポーツ広場	58と並列	島田
38	さくら緑地	58	大柳スポーツ広場	57と並列	島田
39	谷口スポーツ広場	30	多目的広場下流		島田
40	大井川川越記念公園	60	南グラウンドゴルフ場下流		金谷
41	大井川川越記念公園	61	南グラウンドゴルフ場上流道側		金谷
42	大井川川越記念公園	62	南グラウンドゴルフ場上流川側		金谷
43	大井川川越記念公園	63	散策花木園下流		金谷
44	大井川川越記念公園	64	ゲートボール場最下流		金谷
45	大井川川越記念公園	65	ゲートボール場中流		金谷
46	大井川中央公園	66	野球場下流		金谷
47	大井川中央公園	67	野球場上流下流側		金谷
48	大井川中央公園	68	野球場上流上流側		金谷
49	大井川中央公園	69	ソフトボール場下流道側		金谷
50	大井川中央公園	70	ソフトボール場下流川側		金谷
51	北グラウンドゴルフ場	71	北グラウンドゴルフ場下流下流側		金谷
52	北グラウンドゴルフ場	72	北グラウンドゴルフ場下流上流側		金谷
53	北グラウンドゴルフ場	73	北グラウンドゴルフ場上流下流側		金谷
54	北グラウンドゴルフ場	74	北グラウンドゴルフ場上流上流側		金谷

合計 54 基

移動式簡易トイレ(四連)配置一覧表

1	川越広場		移動式四連トイレ	島田
2	JR鉄橋		移動式四連トイレ	島田
3	大井川緑地(横井)陸上競技場		移動式四連トイレ	島田
4	大井川緑地(横井)ソフトボール場		移動式四連トイレ	島田
5	旭町		移動式四連トイレ	島田
6	さくら緑地サッカー場		移動式四連トイレ	島田
7	さくら緑地芝生		移動式四連トイレ	島田

8	さくら緑地身障者トイレ横			移動式四連トイレ	島田
9	金谷人工芝		上流	移動式四連トイレ	金谷
10	金谷人工芝		下流	移動式四連トイレ	金谷

合計 40 基(4×10基=40基)

○島田市都市公園条例

平成17年5月5日

条例第130号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 都市公園の管理

第1節 公園の利用に関する規制等（第2条—第9条）

第2節 許可に関する手続等（第10条—第23条）

第3節 監督処分（第24条）

第4節 工作物等の保管の手続等（第25条—第29条）

第3章 指定管理者による管理（第30条—第46条）

第4章 雑則（第47条—第50条）

第5章 罰則（第51条）

附則

第1章 総則

（平17条例217・章名追加）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し、他の条例に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 都市公園の管理

（平17条例217・章名追加）

第1節 公園の利用に関する規制等

（平17条例217・節名追加）

（行為の制限）

第2条 公園（第30条第1項に規定する指定管理者が管理する公園を除く。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項若しくは前項の許可をせず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 公園の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

5 市長は、第1項及び第3項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（平17条例217・平21条例42・令2条例29・一部改正）

（行為の禁止）

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第2条第1項若しくは第3項又は第35条の2第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(平21条例42・令2条例29・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園の工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第5条 公園に設ける公園施設のうち有料で使用するもの（以下「有料公園施設」という。）の名称は、次のとおりとする。

公園の名称	有料公園施設の名称
横井運動場公園	島田球場
	島田第二球場
	横井運動場公園サッカー場
中央公園	中央公園庭球場
	中央公園ミニ鉄道施設
大井川緑地	島田市陸上競技場

(平23条例14・全改、平27条例12・一部改正)

(有料公園施設の休日等)

第6条 有料公園施設の休日は、次のとおりとする。ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日（中央公園ミニ鉄道施設にあつては、翌年の2月末日）までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休日を変更することができる。

- 3 市長は、有料公園施設の供用に関し特に必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、供用日ごとの供用の方法その他必要な事項を定めることができる。

(平21条例42・平23条例14・令4条例20・一部改正)

(有料公園施設の供用時間)

第7条 有料公園施設の供用時間は、次のとおりとする。ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 島田球場 午前8時30分から午後9時まで
- (2) 島田第二球場 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 横井運動場公園サッカー場 午前8時30分から午後9時まで
- (4) 中央公園庭球場 午前7時から午後9時まで
- (5) 中央公園ミニ鉄道施設 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 4月1日から9月30日までの日 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 10月1日から翌年の3月31日までの日 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

- (6) 島田市陸上競技場 午前8時30分から午後5時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(平17条例217・平21条例42・平23条例14・平27条例12・令4条例20・一部改正)

第8条及び第9条 削除

(令4条例20)

第2節 許可に関する手続等

(平17条例217・節名追加)

(公園施設の設置等の許可申請書記載事項)

第10条 法第5条第1項の規定による公園施設設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げ

るものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 変更する事項
- イ 変更する理由
- ウ その他市長の指示する事項

(占有許可申請書記載事項)

第11条 法第6条第2項の規定による公園の占有の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有の目的
- (2) 占有の期間
- (3) 占有の場所及び面積
- (4) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の構造
- (5) 占有物件の管理方法
- (6) 工事实施の方法

(7) 工事の着手及び完了の時期

(8) 公園の復旧方法

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(平21条例42・一部改正)

(占有許可事項の軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書の規定による公園の占有許可事項の軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の模様替えで、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

(添付書類)

第13条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証金等)

第14条 市長は、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有の許可について必要があると認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の額及び保証人の資格は、市長が定める。

(保証金の還付)

第15条 前条の保証金は、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有の許可を受けた者が、その許可を取りやめ、又は取り消され、若しくは許可の期間が満了したときに還付する。

2 前項の場合において、次条の使用料その他市に対して負担する金額に未納のものがあるときは、前条の保証金をもってこれに充てる。

3 保証金には、利子をつけない。

(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条第1項において「設置者等」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。ただし、特別の事情があるものの納付方法については、市長が別に定める。

(平21条例42・平23条例14・令2条例29・令4条例20・一部改正)

(使用料の算定方法)

第17条 使用料の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 月をもって計算の単位としているもので、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- (2) 平方メートルをもって計算の単位としているもので、その面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- (3) メートルをもって計算の単位としているもので、その長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとする。
- (4) 1件の使用料の額に10円未満の端数があるときは、10円とする。

(令2条例29・一部改正)

(使用料の減免)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公共的団体が、公共又は公益のために、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用若しくは公園における行為又は有料公園施設の使用（以下「使用等」という。）をするとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると市長が認めるとき。

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平21条例42・平23条例14・令4条例20・一部改正)

(使用料の不還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の都合で使用等の許可又は承認を取り消したとき。

(2) 使用等の許可又は承認を受けた者（次条及び第22条において「使用者等」という。）が市長に使用等の許可又は承認の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

（平23条例14・一部改正）

（権利の譲渡等の禁止）

第20条 使用者等は、許可又は承認を受けた使用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは他人に使用等をさせてはならない。

（平23条例14・一部改正）

（権利の承継）

第21条 相続又は法人の合併により設置者等からその権利を承継しようとする者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（平23条例14・一部改正）

（原状回復の義務）

第22条 使用者等は、使用等の期間が満了したとき、若しくは廃止したとき、又は使用等の許可又は承認を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（平17条例217・平23条例14・一部改正）

（損害賠償の義務）

第23条 公園施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第3節 監督処分

（平17条例217・節名追加）

（監督処分）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、この条例の規定による許

可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい支障を生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第4節 工作物等の保管の手続等

(平17条例217・節名追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第25条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第26条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市広報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第27条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるとき

は、工作物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等の売却の手続）

第28条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（平21条例42・一部改正）

（工作物等の返還の手続）

第29条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 指定管理者による管理

（平17条例217・章名追加）

（指定管理者による管理）

第30条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第2に掲げる都市公園（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第34条及び第34条の2に規定する場合は、この限りでない。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令3条例20・令4条例20・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

第31条 指定管理者が行う業務は、別表第2の左欄に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業務とする。

(令2条例29・全改、令4条例20・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第32条 第30条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに、当該指定について市長に申請しなければならない。

(平17条例217・全改、平21条例42・一部改正)

(指定管理者の指定)

第33条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定公園の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令4条例20・一部改正)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第34条 市長は、第32条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は指定公園の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令4条例20・一部改正)

(指定管理者の指定の特例)

第34条の2 市長は、指定公園の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(令3条例20・追加、令4条例20・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第35条 市長は、第33条（第34条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(平17条例217・全改、令3条例20・一部改正)

(行為の制限)

第35条の2 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項若しくは前項の許

可をせず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定公園の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

5 指定管理者は、第1項及び第3項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(令2条例29・追加)

(中央公園親子プールの供用日等)

第36条 中央公園親子プールの供用日は、7月1日から8月31日までの日(月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その直後の休日以外の日)を除く。)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第6条に規定する休日又は前項に規定する供用日を変更することができる。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令4条例20・一部改正)

(中央公園親子プールの供用時間)

第37条 中央公園親子プールの供用時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第7条(第5号を除く。)又は前項に規定する供用時間を変更することができる。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令4条例20・一部改正)

(利用の承認)

第38条 指定公園に設けられた有料公園施設(以下「指定施設」という。)を利用し

ようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認（以下「利用の承認」という。）に際し、指定施設の管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

（平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・令4条例20・一部改正）

（利用の不承認）

第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 指定管理者が指定施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の承認をすることが適当でないと認めるとき。

（平17条例217・全改、平21条例42・一部改正）

（利用承認の取消し等）

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用の承認を受けた者（以下この条及び次条において「指定施設の利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 指定施設の利用者が第38条第2項の規定により付された利用の承認の条件に違反したとき。
- (3) 指定施設の利用者が偽りその他の不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 利用の承認後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が指定施設の管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の承認を取り消し、利用の承認をした事項を変更し、又は利用を制限し、

若しくは停止させることができる。

- 3 前2項の取消し等により、指定施設の利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(平17条例217・全改、平21条例42・令2条例29・一部改正)

(利用料)

第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「指定公園内行為者」という。）及び指定施設の利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公園内行為者 別表第3に定める額

(2) 指定施設の利用者 別表第4に定める額

- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

- 4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平17条例217・全改、令2条例29・令3条例13・令4条例20・一部改正)

(利用料の算定方法)

第41条の2 利用料の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 時間をもって計算の単位としているもので、その時間が1時間未満であるときは1時間とし、その時間に1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする。
- (2) 月をもって計算の単位としているもので、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- (3) 平方メートルをもって計算の単位としているもので、その面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- (4) 1件の利用料の額に10円未満の端数があるときは、10円とする。

(令 2 条例29・追加)

(利用料の減免)

第42条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共的団体が公共又は公益のために、指定公園における行為又は指定施設の利用（以下「利用等」という。）をする場合において、市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平17条例217・全改、平21条例42・令 2 条例29・一部改正)

(利用料の不還付)

第43条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用等の許可又は承認を受けた者（次号及び次条において「利用者等」という。）が自己の責めによらない理由により指定施設を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者等が利用等の許可又は承認の取消しを願い出て、市長が相当な理由があると認めたとき。

(平17条例217・追加、平21条例42・令 2 条例29・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第44条 利用者等は、許可又は承認を受けた利用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは他人に利用等をさせてはならない。

(令 2 条例29・全改)

(秘密を守る義務)

第44条の2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平21条例42・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第45条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速や

かに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(平17条例217・追加、平21条例42・旧第44条繰下・一部改正)

(指定管理者の損害賠償の義務)

第46条 指定管理者は、故意又は過失により指定施設の施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例217・追加、平21条例42・旧第45条繰下・一部改正)

第4章 雑則

(平17条例217・追加)

(届出)

第47条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置者等が許可を受けた事項に関する工事に着手し、若しくは完了し、公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占用を廃止し、又は公園を原状に回復したとき。

- (2) 設置者等が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

- (3) 公園を構成する土地又は物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

- 2 指定公園内行為者は、住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平17条例217・追加、平23条例14・令2条例29・一部改正)

(公園の区域の変更及び廃止)

第48条 市長は、公園の区域を変更し、又は廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(平17条例217・追加)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第49条 第2条から第7条まで、第10条から第29条まで及び第47条第1項の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例217・追加、令2条例29・令4条例20・一部改正)

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例217・追加)

第5章 罰則

(平17条例217・追加)

(罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項に掲げる行為をした者
- (2) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第24条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前各項の過料を科する。

(平17条例217・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市都市公園条例（昭和48年島田市条例第30号）又は金谷町都市公園条例（昭和63年金谷町条例第2号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平17条例217・旧第4項繰上)

附 則 (平成17年12月26日条例第217号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）第30条第1項の規定による指定、第41条第2項に規定する利用料の額の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行日前においても、新条例第30条第2項、第32条から第35条まで、第41条第2項及び同条第3項の規定により行うことができる。

附 則 (平成21年9月30日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）第30条第1項各号に掲げる都市公園施設に係る同条第2項の規定による指定管理者の公募、新条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第30条第2項、第32条から第35条まで並びに第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為（新条例第31条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている使用の承認に係る手続その他の行為（新条例第31条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の承認に係る手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年 3 月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月29日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）第 5 条の表に規定する中央公園ミニ鉄道施設に係る新条例第 8 条第 1 項の承認その他中央公園ミニ鉄道施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び新条例第 9 条、第16条、第18条並びに第19条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第16条の規定により納付すべきものとされた旧条例別表第 2 に掲げる使用料は、施行日以後においては、新条例第16条の規定により納付すべきものとされた新条例別表第 1 及び別表第 2 に掲げる使用料とみなす。

（島田市普通公園条例の一部改正）

- 4 島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「別表第 2 の 1 都市公園占用料等の表」を「別表第 1 」に改める。

附 則（平成25年12月27日条例第43号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 9 項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の

規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成27年 3 月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）第 5 条の表に規定する横井運動場公園サッカー場の使用に係る使用料の徴収は、この条例の施行前においても、新条例第16条から第19条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成31年 3 月28日条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 8 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 9 項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（令和 2 年 7 月10日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第 3 に掲げる都市公園に係る第30条第 2 項の規定による指定管理者の公募及び新条例第41条第 2 項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第30条第 2 項、第32条から第35条まで並びに第

41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為（新条例別表第3の1 都市公園の表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている使用の承認に係る手続その他の行為（新条例別表第3の1 都市公園の表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の承認に係る手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年3月30日条例第13号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の島田市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）第34条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び新条例第35条の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年7月11日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2に掲げる中央公園に係る新条例第30条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第30条第2項、第32条から第35条まで並び

に第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為（新条例別表第2に掲げる中央公園に係る同表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている使用の承認に係る手続その他の行為（新条例別表第2に掲げる中央公園に係る同表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の承認に係る手続その他の行為とみなす。

別表第1（第16条関係）

（平23条例14・全改、平25条例43・平31条例9・一部改正）

区分			単位	占用料等
行為をする場合	(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為をする場合		面積1平方メートルにつき 1日	30円
	(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合		1件につき1日	2,200円
	(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	面積1平方メートルにつき 1日	20円
		面積により難しいもの	1回につき1日以内	1,100円
公園施設を設置する場合			面積1平方メートルにつき 1月	20円
公園施設を管理する場合			面積1平方メートルにつき 1月	市長が別に定める額
公園を占用	(1) 電柱（H柱は2本、人形柱は1本として取り扱う。）標識その他これらに類するものを設ける場合		1本につき1年	1,200円
	(2) 電話柱（電柱であるものを除く。）を設ける場合		1本につき1年	1,100円

す る 場 合	(3) 公衆電話所を設ける場合	1個につき1年	1,700円
	(4) 水道管、ガス管その他の地下埋設物等を設ける場合	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 57円
		外径が0.1メートル以上、0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 85円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 110円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 230円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 570円
		外径が1メートル以上	長さ1メートルにつき1年 1,100円
	(5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための仮設工作物を設ける場合	面積1平方メートルにつき1月	20円
	(6) 興行をする場合	面積1平方メートルにつき1月	50円
	(7) その他の占用物件を設ける場合	面積1平方メートルにつき1月	市長が別に定める額

別表第2（第30条、第31条関係）

（令4条例20・全改）

都市公園名	業務
横井運動場公園	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務
中央公園	
大井川緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務

	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務
谷口スポーツ広場	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務
大井川さくら緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務
かなや大井川緑地	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務
三代島一号公園	

別表第3（第41条関係）

（令2条例29・追加、令4条例20・旧別表第4繰上）

区分	単位	利用料
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為をする場合	面積1平方メートルにつき1日	30円
(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合	1件につき1日	2,200円
(3) 興行をする場合	面積1平方メートルにつき1月	50円
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの 面積1平方メートルにつき1日	20円
	面積により難しいもの 1回につき1日以内	1,100円

別表第4（第41条関係）

（令2条例29・追加、令4条例20・旧別表第5繰上・一部改正）

1 島田球場利用料

(1) 施設利用料

区分			利用時間					
			午前		午後		夜間	
			午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
全	入場料等	職業野球	99,000円		138,600円		160,600円	

部 利 用	を徴収する 場合	一般	12,100円	14,300円	17,600円	19,800円	19,800円	22,000円
		高等学校 生徒以下	9,900円	12,100円	13,200円	15,400円	15,400円	17,600円
		入場料等職業野球	9,900円		13,200円		15,400円	
	を徴収し ない場合	一般	4,930円	7,130円	6,600円	8,800円	7,700円	9,900円
		高等学校 生徒以下	3,830円	6,030円	4,400円	6,600円	5,500円	7,700円
一 部 利 用	一般		3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	5,500円	6,600円
	高等学校生徒以下		2,200円	3,300円	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円

備考

- 1 一部利用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の利用をいう。
- 2 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備利用料

区分		利用料（1時間につき）		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		93,500円		
一般・高等学校生徒以下	市内	14,950円	7,130円	3,610円
	市外	18,700円	9,330円	4,710円

(3) 附帯設備利用料

区分			利用料
スコアボード	1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円
屋内練習場	1か所1時間につき	市内	210円
		市外	310円
放送設備	1式1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円

備考 スコアボード及び屋内練習場の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

(4) 会議室等利用料

区分	利用時間			
	午前		午後	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで	
第1会議室	530円		650円	
第2会議室	210円		260円	
報道用放送室	1室1日につき		1,630円	

備考 第1会議室及び第2会議室の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

2 島田第二球場利用料

区分	利用時間					
	午前		午後		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午前8時30分から午後5時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	1,100円	1,630円	1,310円	1,970円	2,410円	3,610円
高等学校生徒以下	870円	1,310円	1,100円	1,530円	1,970円	2,850円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

3 横井運動場公園サッカー場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分から午後9時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外

一般	2,300 円	3,460 円	2,630 円	3,950 円	1,970 円	2,960 円	5,600 円	8,410 円	8,250 円	12,370 円
高等学校 生徒 以下	1,840 円	2,770 円	2,100 円	3,160 円	1,570 円	2,370 円	4,480 円	6,720 円	6,600 円	9,900 円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備利用料

単位	利用料
1回につき	3,300円

4 中央公園庭球場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	2,930円
	午前9時から正午まで	1面当たり	1,100円
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	1,460円
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	1,460円
時間利用	午前7時から午前9時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前9時から午前11時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前11時から午後1時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後1時から午後3時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後3時から午後5時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後5時から午後7時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後7時から午後9時まで	1面当たり、1時間につき	350円

(2) 照明設備利用料

単位	利用料
照明2基点灯、1時間につき	250円

5 中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	利用料
----	----	-----

ミニ鉄道施設の車両への乗車	1人当たり、1回の乗車につき	100円
軌道敷の利用	1人当たり、1日につき	1,030円

備考

- 1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の利用料は、無料とする。
- 2 軌道敷の利用とは、利用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を利用することをいう。

6 島田市陸上競技場利用料

区分	利用時間		
	午前	午後	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで
専用に利用する場合	2,200円	3,300円	5,500円

備考 市民以外の者（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）が利用する場合には、利用料の50パーセントを加算する。

○島田市都市公園条例施行規則

平成17年5月5日

規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項及び第3項並びに条例第2条第2項及び第3項の規定による申請書及び許可書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 公園施設設置許可申請書（様式第1号）
- (2) 公園施設管理許可申請書（様式第2号）
- (3) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（様式第3号）
- (4) 公園占用許可申請書（様式第4号）
- (5) 公園占用許可事項変更許可申請書（様式第5号）
- (6) 公園内行為許可申請書（様式第6号）
- (7) 公園内許可行為変更許可申請書（様式第7号）
- (8) 公園施設設置許可書（様式第8号）
- (9) 公園施設管理許可書（様式第9号）
- (10) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可書（様式第10号）
- (11) 公園占用許可書（様式第11号）
- (12) 公園占用許可事項変更許可書（様式第12号）
- (13) 公園内行為許可書（様式第13号）
- (14) 公園内許可行為変更許可書（様式第14号）

(有料公園施設の供用の基準)

第3条 条例第6条第2項の有料公園施設の供用に関する基準は、次の表のとおりとする。

有料公園施設の 名称	供用の方法	供用日
中央公園ミニ鉄	一般開放日におけるミニ鉄道施設の	(1) 日曜日

道施設	車両への乗車	(2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日
	申請によるミニ鉄道施設の車両への乗車	火曜日から金曜日までの日
	軌道敷の使用	(1) 毎月の第1日曜日 (2) 火曜日から金曜日までの日

(平23規則18・追加、令4規則52・旧第2条の2繰下)

(使用料の減免申請)

第4条 条例第18条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(平17規則181・平23規則18・令4規則52・一部改正)

(使用料の還付申請)

第5条 条例第19条第2号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(平17規則181・一部改正)

(権利の承継申請)

第6条 条例第21条の規定により権利を承継しようとする者は、権利承継申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(平17規則181・一部改正)

(保管した工作物等の公示場所等)

第7条 条例第26条第1項第1号の規則で定める場所は、島田市公告式条例(平成17年島田市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿(様式第21号)とし、都市基盤部建設課に備え置く。

(平17規則181・平20規則36・平27規則9・平29規則13・一部改正)

(競争入札における掲示事項等)

第8条 条例第28条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札執行の場所及び日時
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第28条第2項の規則で定める場所は、掲示場とする。

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第9条 条例第29条の規則で定める様式は、受領書（様式第22号）とする。

(平17規則181・一部改正)

(公募の方法)

第10条 市長は、条例第30条第2項の規定により同条第1項に規定する指定公園（以下単に「指定公園」という。）の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を掲示場へ掲示し、並びに市の広報及びホームページへ掲載するものとする。

- (1) 指定公園の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平17規則181・全改、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

(指定管理者の指定の申請に関する書類)

第11条 条例第32条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 指定管理者指定申請書（様式第23号）
- (2) 事業計画書 指定公園事業計画書（様式第24号）

2 条例第32条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定公園の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要とする書類

(平17規則181・全改、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

(特例により選定される候補者)

第12条 条例第34条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。

(1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。

(2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当するものであること。

(平17規則181・全改、平21規則41・一部改正)

(指定の通知)

第13条 市長は、指定管理者を指定するときは、指定管理者指定書（様式第25号）により指定する法人等に通知する。

(平17規則181・一部改正)

(指定の取消し)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、指定管理者指定取消通知書（様式第26号）により当該法人等に通知する。

(平17規則181・平21規則41・一部改正)

(協定の締結)

第15条 指定管理者は、市長と指定公園の管理に関する協定を締結しなければならない。ただし、指定公園の整備並びに管理及び運営について、条例第34条の2の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料に関する事項

(4) 指定公園の維持管理に関する事項

- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平17規則181・旧第16条繰上・一部改正、平21規則41・令2規則54・令4規則52・令5規則25・一部改正)

(業務報告の徴収等)

第16条 市長は、指定公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平17規則181・旧第17条繰上、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、指定公園の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第14条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 条例第38条第1項に規定する指定施設の管理を行う者にあつては、その利用状況（利用者数、利用を不承認とした件数及びその理由等）
- (3) 利用料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(平17規則181・旧第18条繰上・一部改正、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

(指定管理者が使用する申請書等の様式)

第18条 指定管理者が条例別表第2に定める業務を行う場合に使用する様式は、この

規則に定める様式に準ずるものとする。

(平17規則181・旧第19条繰上・一部改正、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

(届出書)

第19条 条例第47条第1項の規定による届出書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 工事着手(完了)届(様式第27号)
- (2) 公園施設設置等廃止(公園原状回復)届(様式第28号)
- (3) 住所(氏名、名称)変更届(様式第29号)

(平17規則181・追加、平23規則18・令2規則54・一部改正)

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市都市公園条例施行規則(昭和48年島田市規則第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月26日規則第181号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第36号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日規則第41号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第18号)

この規則は、平成23年4月29日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第13号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日規則第54号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月11日規則第52号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月14日規則第33号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

公園施設設置許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。

設置しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 面 積		平方メートル
公園施設の構造及び規模		
公園施設の管理の方法		
工 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期		年 月 日着手 年 月 日完了
原 状 回 復 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

（注） 設計書、仕様書及び図面等を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

公園施設管理許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。

管理しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

様式第3号（第2条関係）

公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置（管理）許可事項変更の許可を受けたいので申請します。

設置（管理） している公園施設	名 称	
	場 所	
既に受けた許可事項の概要		
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

（注）

- 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。
- 2 施設設置（管理）の許可書を添付すること。

様式第4号（第2条関係）

公園占用許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり公園占用の許可を受けたいので申請します。

占 用 す る 公 園 の 名 称	
設置する工作物その他の物件又は施設の構造	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所 及 び 面 積	平方メートル
占用物件の管理の方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
公 園 の 復 旧 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

（注） 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第5号（第2条関係）

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり公園占用許可事項変更の許可を受けたいので申請します。

公園の名称	
既に受けた許可の概要	
変更する事項	
変更する理由	
その他必要な事項	

（注） 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第 6 号（第 2 条関係）

公園内行為許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公園内の行為の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
行 為 の 位 置	別紙図面のとおりに
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 面 積	平方メートル
そ の 他 必 要 な 事 項	

(注) 行為の位置を示す図面を添付すること。

様式第7号（第2条関係）

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第2条第3項の規定により、次のとおり公園内許可行為変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
許 可 行 為 の 内 容	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(注)

- 1 行為の位置を示す図面を添付すること。
- 2 公園内行為の許可書を添付すること。

様式第 8 号（第 2 条関係）

公園施設設置許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園施設の設置について、次のとおり許可する。

設 置 する 公 園 施 設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 面 積		平方メートル
公 園 施 設 の 構 造		
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法		
工 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期		年 月 日着手 年 月 日完了
使 用 料		円
許 可 条 件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第9号（第2条関係）

公園施設管理許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園施設の管理について、次のとおり許可する。

管理する 公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法		
使 用 料		円
許可 条件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第10号（第2条関係）

公園施設設置（管理）許可事項変更許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園施設設置（管理）許可事項の変更について、次のとおり許可する。

設置（管理） している公園 施設	名 称	
	場 所	
変 更 し た 事 項		
変 更 し た 理 由		
設置（管理）の期間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料		円
許可 条件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第11号（第2条関係）

公園占用許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園の占用について、次のとおり許可する。

公 園 の 名 称	
設置する工作物、その他の物件又は施設	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	平方メートル
使 用 料	円
許 可 条 件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 公園管理上その他公共の福祉のため必要があるときは、許可の取消し又は占用物件の改築、移転、除却を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は補償しない。 3 公園占用に際して、公園施設（樹木、さく、その他構造物）を使用してはならない。 4 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第12号（第2条関係）

公園占用許可事項変更許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園占用許可事項の変更について、次のとおり許可する。

公園の名称	
変更する事項	
変更する理由	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可条件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第13号（第2条関係）

公園内行為許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園内行為について、次のとおり許可する。

公 園 の 名 称	
行 為 の 位 置	別紙図面のとおりに
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
使 用 面 積	平方メートル
使 用 料	円
許可条件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

(注) 行為の位置を示す図面を添付すること。

様式第14号（第2条関係）

公園内許可行為変更許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長



年 月 日申請のあった公園内許可行為の変更について、次のとおり許可する。

公 園 の 名 称	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使 用 料	円
許 可 条 件	1 都市公園法及び島田市都市公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第18号（第4条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第18条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
使 用 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 の 目 的	
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第19号（第5条関係）

使用料還付申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第19条第2号の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

公 園 名	
許可を受ける年月日	年 月 日
許可番号	第 号
許可内容	
既納の使用料	円
還付を申請する理由	
その他必要な事項	

（注） 許可書及び領収書を添付すること。

様式第20号（第6条関係）

権利承継申請書

年 月 日

島田市長

被承継人	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
承継人	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第21条の規定により、次のとおり権利承継したいので申請します。

公園の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承継しようとする理由	

様式第21号（第7条関係）

保管工作物等一覧簿								
整理番号	工作物等の 名称又は種 類	工作物等の 形状	工作物等の 数量	保管した工 作物等が放 置されてい た場所	除却した年 月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備 考

様式第22号（第9条関係）

受領書

年 月 日

島田市長

返還を受けた者
住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

次のとおり 工作物等 現金の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		
備 考		

様式第23号（第11条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地

名称

代表者の氏名



島田市都市公園条例第32条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする公園	名 称	
	所在地	
指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
添 付 書 類	1 指定公園事業計画書 2 指定公園の管理に関する業務の収支予算書 3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かる書類 6 その他（ ）	

様式第24号（第11条関係）

年 月 日

指定公園事業計画書

施 設 名			
法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体の所在地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
現在運営している施設名	所 在 地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

1 管理運営を行うに当たっての経営方針

2 管理運営を行う意欲について

3 管理運営について

(1) 職員の配置等について

(2) 年間の自主事業について

(3) 利用者等の要望の把握について

(4) 苦情処理について

4 指定公園の利用率向上のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特記すべき事項

様式第25号（第13条関係）

指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長 

島田市都市公園条例第33条の規定により、指定管理者として次のとおり指定します。

施設名	
指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第26号（第14条関係）

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長



次に掲げる理由により、指定管理者の指定を取り消すので通知します。

施 設 名	
取 消 し の 理 由	
取 消 し の 日	年 月 日

(注) この処分不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告（訴訟において島田市を代表する者は島田市長となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第27号（第19条関係）

工事着手（完了）届

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第47条第1項第1号の規定により、次のとおり工事を着手（完了）しましたのでお届けします。

許可を受けた年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工事を行った公園施設又は占用物件	
工事を行った公園	
工事着手（完了）年月日	年 月 日
その他必要な事項	

様式第28号（第19条関係）

公園施設設置等廃止 届
公園原状回復

年 月 日

島田市長

申請者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第47条第1項第1号の規定により、次のとおり公園施設の設置等の廃止（公園の原状回復）をしましたのでお届けします。

許可を受けた年月日	年 月 日
許可番号	第 号
廃止した公園施設若しくは占用物件又は原状回復をした公園	
廃止又は原状回復をした年月日	年 月 日
その他必要な事項	

様式第29号（第19条関係）

住所（氏名、名称）変更届

年 月 日

島田市長

申請者 住所〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

島田市都市公園条例第47条第1項第2号の規定により、次のとおり住所（氏名、名称）の変更をしましたのでお届けします。

許可を受けた年月日		年 月 日
許可番号		第 号
変 更 事 項	新	住所 氏名 名称
	旧	住所 氏名 名称
変更理由		
変更年月日		年 月 日

様式第1号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第5号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第6号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第7号（第2条関係）

（令5規則33・一部改正）

様式第8号（第2条関係）

様式第9号（第2条関係）

様式第10号（第2条関係）

様式第11号（第2条関係）

様式第12号（第2条関係）

様式第13号（第2条関係）

様式第14号（第2条関係）

様式第15号から様式第17号まで 削除

（令4規則52）

様式第18号（第4条関係）

（平17規則181・旧様式第20号繰上、令5規則33・一部改正）

様式第19号（第5条関係）

（平17規則181・旧様式第21号繰上、令2規則54・令5規則33・一部改正）

様式第20号（第6条関係）

（平17規則181・旧様式第22号繰上、令5規則33・一部改正）

様式第21号（第7条関係）

(平17規則181・旧様式第23号繰上)

様式第22号 (第9条関係)

(平17規則181・旧様式第24号繰上、令5規則33・一部改正)

様式第23号 (第11条関係)

(平17規則181・旧様式第28号繰上・一部改正、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

様式第24号 (第11条関係)

(平17規則181・旧様式第29号繰上・一部改正、平21規則41・令2規則54・令4規則52・一部改正)

様式第25号 (第13条関係)

(平17規則181・旧様式第30号繰上・一部改正)

様式第26号 (第14条関係)

(平17規則181・旧様式第31号繰上・一部改正、平28規則10・令2規則54・一部改正)

様式第27号 (第19条関係)

(平17規則181・追加、令2規則54・令5規則33・一部改正)

様式第28号 (第19条関係)

(平17規則181・追加、平23規則18・令2規則54・令5規則33・一部改正)

様式第29号 (第19条関係)

(平17規則181・追加、令2規則54・令5規則33・一部改正)

●御利用の前に必ずお読みください

公共施設等案内・予約システムを利用していただくためには、次に掲げる「システム利用規約」に同意していただくことが必要です。

本システムの利用前にこの規約を十分に読んでいただき、同意をされた方がのみが利用することができます。

なお、本システムを利用して施設の予約等をされた方は、この規約に同意していただいたものとみなします。

この規約に同意していただけない場合は、本システムの御利用をお断りいたします。

島田市公共施設等案内・予約システム利用規約

令和3年6月1日制定

(目的)

第1条 この規約は、島田市公共施設等案内・予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、島田市（以下「市」という。）の所有する公共施設（以下「施設」という。）の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約への同意等)

第2条 本システムを利用して施設の予約等の手続を行うためには、本規約への同意とともに、次条に規定する利用者登録が必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供することとします。

2 本システムの利用者登録を行った者は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムを利用することはできません。

(利用者登録の申請)

第3条 本システムの利用を希望する個人、団体又は事業者は、島田市公共施設等案内・予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を利用する施設の窓口に提出するものとします。

2 登録申請書の提出に必要な書類等は、各施設において定めるものとします。

3 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設に限り、利用者情報の仮登録を受け付けたことをもって、登録申請書を提出したものとみなします。

(利用者登録証の発行と取扱い)

第4条 施設管理者は、前条第1項の規定により提出された申請内容の審査を行い、利用者として承認する場合は、島田市公共施設等案内・予約システム利用者登録証（以下「利用者登録証」という。）を発行します。

2 利用者は、施設管理者が発行した利用者登録証を次に掲げる事項に注意して取り扱うものとします。

(1) 紛失、盗難等のないよう利用者登録証を適切に管理してください。

- (2) 利用者登録証は、登録した利用者以外は使用することができません。また、利用者登録証は、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。
- 3 利用者情報の仮登録を受け付けた内容について、登録者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）が必要とされる施設の場合は、公的書類等により本人確認をさせていただきます。
- 4 前項の本人確認を行う場合において、必要に応じ、本人確認のための連絡をさせていただきます場合があります。
- 5 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設を利用している者が、他の施設の利用を追加する場合は、当該利用を希望する施設に利用者登録申請書の提出が必要です。

（利用者ＩＤ・パスワードの登録）

- 第５条 施設管理者は、利用者登録証の発行とともに、利用者ＩＤ及びパスワードを本システムに登録します。
- 2 本システムへの登録後、利用者は、利用者ＩＤ及びパスワードを本システムに入力することにより、施設の予約等の手続を行うことができます。
- 3 本システムへの登録後は利用者においてパスワードの変更が可能となるため、利用者は、本システムの利用を開始する前に必ず初期パスワードの変更を行ってください。
- 4 利用者は、パスワードの変更を施設管理者に通知する必要はありません。
- 5 利用者ＩＤの登録は、個人、団体又は事業者につき１ＩＤまでとします。
- 6 ウェブ上での利用者登録のみで予約可能と定めている施設に限り、利用者情報の仮登録を受け付けたことをもって、利用者ＩＤとパスワードが発行されます。
- 7 複数の利用者ＩＤが発行された場合は、利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

（利用者ＩＤ・パスワードの取扱い）

- 第６条 利用者は、利用者ＩＤ及びパスワードについて、次に掲げる事項に注意して取り扱うこととし、利用者の責任において厳重に管理するものとします。
- (1) 利用者ＩＤ及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワード等の照会には応じないでください。
- (4) パスワードを亡失した場合は、速やかに利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。
- 2 施設管理者は、前項の規定により厳重に管理された利用者ＩＤ及びパスワードを用いて行われた手続については、登録した利用者により行われたものとみなします。

（利用者登録の取消）

- 第７条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すものとします。
- (1) 虚偽の申請により利用者登録がなされた場合
- (2) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合

- (3) 事情により利用者が施設を利用することができなくなった場合
- (4) 利用者の所在が不明となり、連絡不能となった場合
- (5) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合
- (6) 施設の利用及び料金の支払い手続き等、利用する施設の関係例規等に従わない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が利用者として不適当と認めた場合
(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更内容が確認できる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録証の亡失、盗難)

第9条 利用者は、利用者登録証を亡失し、又は盗難にあったときは、直ちにその旨を利用する施設に連絡するものとします。

(利用者登録証の再発行)

第10条 利用者は、利用者登録証を亡失等したときは、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録証の再発行を受けることができます。

(利用者登録期間)

第11条 施設管理者が利用者として承認した日を登録日とし、登録期間については、各施設において定めるものとします。

(利用者登録の廃止)

第12条 利用者は、本システムを利用しなくなった場合、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を施設の窓口へ提出し、登録を廃止する手続きを行うものとします。

(関係例規等の遵守)

第13条 施設の利用及び料金の支払い手続き等は、利用する施設の関係例規等に従うこととします。

(禁止事項)

第14条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 施設の利用目的以外で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (4) 他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
- (5) 個人、同一と認められる団体又は事業者が複数の利用者IDを取得すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

2 施設管理者は、本システムの利用に対して、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者登録の取消し、本システムの利用の停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、施設管理者は、島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）に基づき、その管理に十分な注意を払うものとします。

（免責事項）

第16条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

2 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負いません。

3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

（利用規約の変更）

第17条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 市は、本規約を変更した場合は、本システムに変更後の規約を掲載することとします。

3 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

（その他）

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

個人情報取扱特記事項

受託者は、本業務を履行するため個人情報を取扱う場合は、以下の事項を遵守しなければならない。また、受託者は、業務の実施に当たり作成する作業計画書等において、個人情報の管理に関する事項を明記するものとする。

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（委託者が受託者に対し本業務の遂行のために預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれる情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達等を遵守する。

(個人情報管理責任者)

第2条 受託者は、個人情報の管理に関する責任者（個人情報管理責任者）、個人情報の管理を統括する部署（個人情報管理部署）及び本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う者を特定し、個人情報管理責任者及び個人情報管理部署を定めなければならない。

2 受託者の個人情報管理責任者は、受託者において個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理方法を定め、従業者に対する教育研修その他個人情報の適切な管理にかかる安全管理措置を講じなくてはならない。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第4条 受託者は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。施錠可能な場所に保管する場合には、鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者の

みがアクセスできるようにパスワード等を設定する。個人情報を保管する媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの禁止、コンピュータウイルス感染防止対策等の安全確保措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、本業務に伴う個人情報の取扱いについて、必要に応じて上記以外にも委託者の指示に従わなければならない。
- 3 受託者は、この契約に基づく安全管理措置の内容を、受託者の全ての従業員が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証するものとする。

(目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、本業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 受託者は、本業務の遂行上必要な場合を除き、個人情報を複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

(再委託の制限・条件)

第7条 受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務を第三者（再委託先が受託者の子会社である場合も含む。）に再委託してはならない。

- 2 受託者が本業務を第三者に再委託する場合は、受託者は、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定し、再委託先との間で本特記仕様書と同等の内容について書面をもって合意を行い、その書面を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者が本業務を第三者に再委託する場合も、受託者は、本特記仕様書に基づき受託者が負担する義務を免れない。
- 4 第1項から前項までの規定は、再委託した業務をさらに委託する場合について準用する。

(消去及び媒体の返却)

第8条 受託者は、本業務が完了した場合、又は委託者の指示があった場合は、個人情報並びにその記録媒体及びデータを、直ちに、破棄若しくは消去し又は委託者に返却しなければならない。

(管理状況の確認)

第9条 委託者は、受託者における個人情報の管理状況に関して、随時、受託者に対して報告を求め、年1回以上、必要に応じて、受託者の事業所の立入検査を含む監査を行うことができる。

- 2 委託者は、報告又は監査の結果、必要と認める場合には、受託者に対し、個人情報の管理状況について改善を求めることができる。

(事故発生時の措置)

第10条 受託者は、個人情報等の目的外利用や漏えい等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、直ちに委託者に事故の経緯を報告し、被害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。また、受託者は、直ちに原因の調査に着手し、速やかに原因及び再発防止策等の調査結果を報告しなければならない。

- 2 前項の発生の報告、必要な措置、調査及び調査結果の報告は、受託者の費用負担で行う。
- 3 受託者は、前二項に定めるほか、行政・警察等への報告・相談、被害者への対応、被害拡大防止措置その他委託者の指示に従った対応を行わなければならない。
- 4 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、その損害を賠償する。なお、本業務委託契約書において損害賠償の範囲又は金額を限定する条項が定められているときも、当該条項は本項における損害賠償には適用されないものとする。

(解除)

第11条 受託者がこの契約書に違反し、委託者が受託者に対する催告後相当期間以内に是正されないときは、委託者は、本業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合、受託者は、解除によって委託者が被った損害の一切を賠償する。